

いじめ対応マニュアル

－全ての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように－

< 改訂版 >

もくじ

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	V ネット上のいじめへの対応・・・・・・・・・・	20
I いじめ問題に関する基本的な考え方・・・・・	2	1 ネット上のいじめとは	
1 いじめとは		2 未然防止	
2 いじめの基本認識		3 早期発見・早期対応	
3 いじめへの対応			
II 未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5	VI 組織的対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1 発達支持的生徒指導とは		1 いじめ問題に取り組む体制の整備	
2 課題未然防止教育とは		2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ (学校全体の取組)	
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる		3 教育委員会、警察、その他関係機関、地域等 との連携強化	
4 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり		4 教職員の研修の充実	
5 児童生徒理解に基づく実態把握			
6 保護者や地域の方への働きかけ		VII いじめの重大事態への対応・・・・・・・・・・	27
III 早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11	1 いじめの重大事態とは	
1 いじめの早期発見に向けて		2 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応	
2 教職員のいじめに気付く力を高める		3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン	
3 いじめ発見のきっかけ		4 重大事態の判断及び調査主体の判断	
4 いじめの態様		5 重大事態の調査の目的及び平時の備え	
5 相談しやすい環境づくりを進めるために		6 重大事態の調査を行う際の姿勢及び調査中の 学校での対応	
6 地域の協力を得るために		7 重大事態が発生した時の対応	
IV 早期対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15	8 重大事態対応等フロー図	
1 いじめの情報を得た時の対応		<いじめの重大事態の調査に関する ガイドライン チェックリスト>・・・・・・・・	40
2 いじめ対応の基本的な流れ		<事例研究（いじめ対応の失敗から学ぶ）>・・	45
3 いじめ発見時の緊急対応		<いじめ早期発見のためのチェックリスト>・・	49
4 いじめが起きた場合の対応		<教職員のいじめ対応チェックリスト>・・・・・	50
5 迅速に対応するために			
6 重大事態に発展させないために			
7 いじめの解消・特に配慮を要する対応			

令和7(2025)年3月

兵庫県教育委員会

はじめに

近年の変化の激しい多様化する社会の中で、いじめの認知件数は増加傾向が続いています。中でもSNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外しなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しいケースも増えており、「いじめ問題」はますます複雑化、潜在化し、生徒指導上大きな課題となっています。こうした中、今一度、全ての教職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、校長のリーダーシップの下、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

県教育委員会では、平成19年に作成した「教職員用いじめ早期発見・対応マニュアル」を、平成24年度に改訂し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応についての基本的な認識や考え方を周知してきました。

国においては、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が施行され、同年10月、「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下、「基本方針」という。）が策定されました。これを受け、県教育委員会は、平成26年3月、「兵庫県いじめ防止基本方針」を策定、各校においても、それぞれの「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ問題への対応に取り組んできました。

その後、国は平成29年3月、基本方針を改定するとともに、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定しました。県においても、同時期に「兵庫県いじめ防止基本方針」を改定するとともに、同年8月に「いじめ対応マニュアル」の改訂を行いました。

しかしながら、全国的に重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況です。加えて、法の施行から10年が経過し、重大事態調査の実施に係る様々な課題も明らかになってきていることを踏まえ、国はガイドラインの改訂を行いました。

重大事態調査の実施に当たっては、様々な制約を伴うこともあり、学校の設置者及び学校は、そのような中で詳細な事実関係を確認し、学校が当該重大事態や対象児童生徒の支援にどのように取り組めばよいか、同様の事態を二度と発生させないためにどのような対策が必要かといったことについて検討していくことが求められます。

今回の本マニュアルの改訂では、本県いじめ対策審議会における意見を反映させるとともに、改訂された「生徒指導提要（令和4年12月改訂版）」及び「ガイドライン（令和6年8月改訂版）」における学校での取組等を掲載し、法や基本方針、ガイドライン等に沿った対応が確認できるようにしています。

いじめについては、特定の教職員だけが抱え込むことなく、チームとして共通理解を図り、組織的に対応することが必要です。全ての児童生徒が生き生きとした学校生活が送れるよう、管理職はもとより、教職員一人一人が本マニュアルを積極的に活用して「いじめ問題」に取り組むことを願っています。

◆改訂（令和7（2025）年3月）のポイント◆

- ◇本県いじめ対策審議会の意見を踏まえ、学校いじめ基本方針の理解や見直し等を強調しました。
- ◇生徒指導提要（改訂版）のいじめに関する生徒指導の重層的支援構造等を掲載し、生徒指導の考え方等を掲載しました。
- ◇いじめ重大事態への対応に関する内容を新たに大項目として取り出し、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）について掲載しました。
- ◇いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（改訂版）におけるチェックシートを掲載しました。
- ◇児童生徒を主語にした、支える生徒指導となるような表現にしました。
- ◇Q&A形式を取り入れ、活用しやすくしました。

I いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得ることから、学校、教育委員会はもとより、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組に当たっては、校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、児童生徒が「いじめをしない人」に育つように、また、「いじめを生まない環境」をつくり出すように取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、全ての教職員が日々実践することが求められます。

1 いじめとは



どんなことが「いじめ」になるのか？

いじめは法（いじめ防止対策推進法）によって定義されています。



法におけるいじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

児童生徒間で、受けた側が嫌な気持ちになったり、痛みを感じたりすると「いじめ」になり、それを行った側が「いじめ」と考えていなくても「いじめ」となります。例えば「背が高くていいね」とほめた場合も、言われた相手が「嫌な思い」をしたとなれば、いじめに該当します。



いわゆる社会通念上のいじめの範囲より広すぎではないのか？

いじめはほんの小さなことから思わぬ方向に変わり、命に関わる重大な結果になることがあります。そのため、どんなに小さいと思うことでも、学校はいじめとして捉え、チームとして必要な指導から、速やかな解決につなげることが重要です。



いじめは一部の児童生徒だけの問題なのか？

いじめは一部の児童生徒の問題ではなく、どの児童生徒もいじめられる側にもいじめられる側にもなるかもしれない問題です。「仲間外れ、無視、陰口」について小中学生が「された経験」も「した経験」も9割があると答えています。（国立教育政策研究所生徒指導研究センター追跡調査より）

また、いじめる子といじめられる子のように直接の関係でなくても、周りで見ている児童生徒も「いじめ」を止められる重要なポジションにいます。なぜなら「いじめ」を知っているからです。知っていて止めないこと、何もしないことも問題です。



いじめの認知件数ゼロを目標としてよいのか？

いじめを認知していない学校は、真にいじめを根絶できている場合もあります。しかし、解消に向けた対策がとられることなく放置された可能性もあります。そのため、いじめの認知が0件であったということを児童生徒や保護者に向けて公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないかを確認することが大切です。「いじめ見逃し」0件を目指す意識が大切です。

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑦は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識です。

- ①いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめにおいては、加害と被害が入れ替わりながら、双方を経験する場合もある。
- ⑤暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑥いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要、名誉棄損、侮辱等の刑罰法令に抵触する可能性がある。
- ⑦いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者からいじめを抑止する仲裁者やいじめを告発する相談者への転換を促すことが重要である。

法に基づく、いじめの積極的な認知から次の段階へ

以下のことが次の段階として求められています。

- ①各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有
- ②学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築
- ③全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換
- ④いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付ける働きかけ

(参考：生徒指導提要 P120)

3 いじめへの対応

生徒指導提要は、小学校段階から高等学校段階までの生徒指導の理論・考え方や実際の指導方法等について、時代の変化に即して網羅的にまとめ、生徒指導の実践に際し教職員間や学校間で共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることができるよう、主に学校・教職員向けの生徒指導に関する基本書として文部科学省が平成 22 年に作成しました。

令和 4 年 12 月の改訂では、生徒指導を組織的・計画的に進めるために、第 1 層「発達支持的生徒指導」、第 2 層「課題未然防止教育」、第 3 層「課題早期発見対応」、第 4 層「困難課題対応的生徒指導」からなる重層的支援構造 (P4) が示されました。

(参考：生徒指導提要 P19)

【生徒指導提要 第Ⅱ部 個別の課題に対する生徒指導】

第 4 章 いじめ

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| 4.1 いじめ防止対策推進法等 | 4.2 いじめの防止等の対策のための組織と計画 |
| 4.3 いじめに関する生徒指導の重層的支援構造 | 4.4 関係機関等との連携体制 |

(文部科学省 HP 生徒指導提要リンク先 URL https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm)

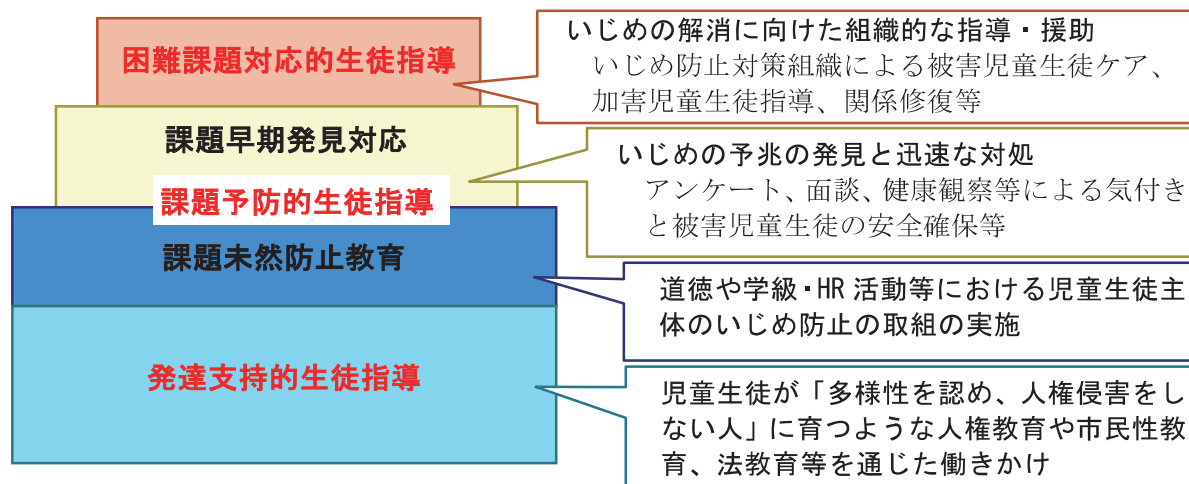


いじめに関する重層的支援構造

法第 8 条において、学校・教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対応を行うことが責務と規定されており、いじめ対応を構造化して進めることが必要です。

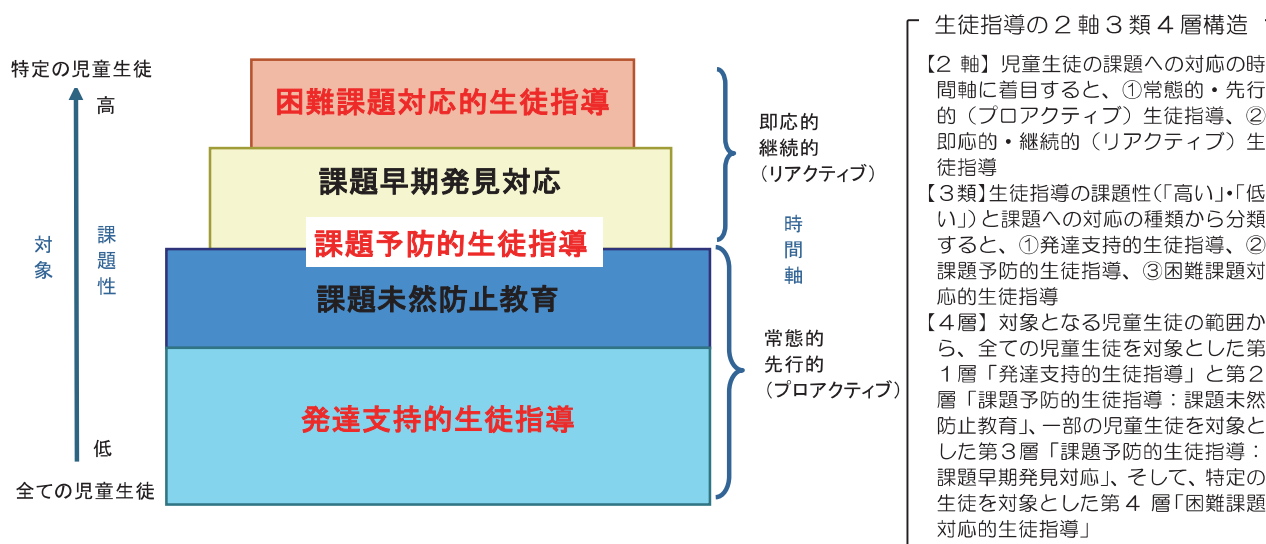
法施行までは、いじめが起こった後の「対応」に焦点が当てられがちでしたが、法により、「未然防止」→「早期発見」→「対応」という順序が明確に示されたと言え、このプロセスは、生徒指導提要で示す 4 層の支援構造 (①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導) と重なるものです。(P4 参照)

いじめ対応の重層的支援構造



〈参考 生徒指導提要における生徒指導の構造〉

生徒指導提要（令和4年改訂版）では、「生徒指導は児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、構造化することができます。」としています。（参考：生徒指導提要 P18～23）



〈発達支持的生徒指導〉

特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤となるものです。発達支持的というのは、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程を学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立っています。教職員は児童生徒の「個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支える」ように働きかけます。

〈課題予防的生徒指導：課題未然防止教育〉

課題予防的生徒指導は、課題未然防止教育と課題早期発見対応から構成されます。課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施です。学校の生徒指導部を中心に、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）等の専門家の協力も得ながら、年間指導計画に位置付け、実践することが重要です。

〈課題予防的生徒指導：課題早期発見対応〉

気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応します。早期発見では、いじめアンケートのような質問紙に基づくスクリーニングテストや、SC やスクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）を交えたスクリーニング会議によって気になる児童生徒を早期に見だし、指導・援助につなげます。早期対応では、主に、学級・ホームルーム担任が一人で抱え込まず、生徒指導担当教員等と協力して、主に機動的に課題解決を行う機動的連携型支援チームで対応することとなります。（問題によってチーム構成員を追加。P18）

〈困難課題対応の生徒指導〉

いじめ、不登校、自殺、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に、校内の教職員（教員、SC、SSW 等）だけでなく、校外の教育委員会、警察、病院、こども家庭センター、NPO 等の関係機関との連携・協働による課題対応を行います。学級・ホームルーム担任による個別の支援や学校単独では対応が困難な場合に、生徒指導担当教員や教育相談コーディネーターを中心にした校内連携型支援チームを編成したり、校外の専門家を有する関係機関と連携・協働したネットワーク型支援チームを編成したりして対応します。

II 未然防止

いじめ問題において、児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるとともにいじめが起こらない学級・学校づくりを進めるなど、未然防止に取り組むことが最も重要です。そのためには、「いじめは、どの学級・学校でも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない環境づくり」に取り組む必要があります。児童生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した全ての児童生徒の成長・発達を支える生徒指導の計画を作成し、実施していく必要があります。

1 発達支持的生徒指導とは



発達支持的生徒指導とはどういうことをするのか？

発達支持的とは、児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことが尊重され、その発達の過程をどう支えるかという視点から、教職員が児童生徒に向き合う際の基本的な立ち位置のことです。発達支持的生徒指導とは、教職員が行う日々の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じて個と集団へ働きかけることにより、児童生徒が自己理解力や思いやり、共感性などを身に付けるのを支える教育活動です。

いじめ防止につながる発達支持的生徒指導とは、全ての児童生徒を対象に、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することで、児童生徒が人権意識を高め、共生社会の一員として市民性を身に付けるような働きかけを日常的教育活動を通して行うことが考えられます。このような人権教育と生徒指導の相乗的効果によって、いじめ防止の充実が図られます。

①人権意識を高めるために

- ・教職員が一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育に取り組み、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚の育成を図ることが重要です。(P6)

②市民性を育むために

- ・児童生徒が、法の理解に基づき、「誰もが法によって守られている」「法を守ることによって社会の安全が保たれる」という意識を高める取組をします。
- ・学校生活に市民社会のルールを持ち込むことが重要です。(P7)



全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくりを目指すこと

2 課題未然防止教育とは



課題未然防止教育とはどういうことをするのか？

課題未然防止教育は、全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施することです。

各校の生徒指導部等を中心に、スクールカウンセラー（以下、「SC」という。）等の専門家等の協力も得ながら、年間指導計画に位置付け実施することが重要です。

【具体的な教育プログラム例】

いじめ防止教育、 SOS の出し方教育を含む自殺予防教育、 薬物乱用防止教育、
情報モラル教育、 非行防止教室 等

全ての児童生徒を対象に、「児童生徒がいじめに向かわない態度・能力を身に付けるためにどう働きかけるのか」「いじめを生まない環境づくりをどう進めるか」をいじめが生まれる構造と、いじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての児童生徒が、「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを、生徒指導はもとより、各教科での学習、特別の教科 道徳（以下、「道徳科」という。）や特別活動、体験学習等を通じて継続的に行うことが大切です。

①いじめの加害者の心理から考える取組

- ・加害者の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満等が潜んでいることがあり、無自覚で、加害となる場合も多いことから内面理解に基づく働きかけが必要です。

②いじめの構造から考える方向性

- ・いじめを防ぐためには、「傍観者」の中から、いじめを抑止する「仲裁者」やいじめを告発する「相談者」に転換を促す取組を行うことが重要です。

③法的な視点から考える未然防止教育

- ・いじめは身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つよう働きかける必要があります。



教職員が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思と、取組を行い、いじめを許容しない雰囲気为学校全体に浸透させること

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験活動を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントです。

（１）人権教育の充実

全ての児童生徒が「いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解することが大切です。また、児童生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を身に付けるとともに、人権意識の高揚を図る必要があります。

【教育資料】

- ◆『ほほえみ』（小学生用） ◆『きらめき』（中学生用） ◆『HUMAN RIGHTS』（高校生用）
- ・「友だちになろう」（小学校低学年用） ・「いろいろなちがひ」（小学校中学年用）
- ・「ネットの向こうには」（小学校高学年用） ・「あなたならどうする?」（中学生用） ・「本当に関係ない!?」（高校生用）
- ◆いじめを許さない人権教育教材（人権教育課HP）



（２）道徳教育の充実

道徳科の特質は、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値の理解を基に、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことで、授業では、その特質を踏まえ、児童生徒が主体的に対処できる実効性のある力の基盤となる道徳性を身に付けることが求められています。道徳性が培われることで、道徳的実践がより確かなものとなり、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめの防止に有効です。道徳科を要として培われた道徳性を、生きる力として日常生活場面に具現化できるよう支援することが大切です。

【兵庫版道徳教育副読本】

- 『こころ はばたく』（小学校低学年用） 『心 きらめく』（小学校中学年用）
- 『心 ときめく』（小学校高学年用） 『心 かがやく』（中学校用）



授業では、学級の児童生徒の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討した上で取り扱うことが大切です。

（３）体験活動の充実

発達段階に応じた兵庫型「体験教育」を推進し、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然との触れ合いなどを通して、児童生徒に豊かな人間性と社会性を育むとともに、学校・家庭・地域が一体となって心の教育の充実を図ることが大切です。

- ・環境体験事業（公立小学校 3 年生）
- ・自然学校推進事業（公立小学校 5 年生）
- ・青少年芸術体験事業 わくわくオーケストラ教室（公立中学校等 1 年生）
- ・地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業（公立中学校等 2 年生）
- ・県立高校ふるさと共創プロジェクト（県立高校等）
- ・「心のバリアフリー」推進事業（公立特別支援学校）

（４）市民性を育む教育

発達段階に応じて「誰もが法によって守られている」「法を守ることによって社会の安全が保たれている」という意識を高めるとともに、学校に市民社会のルールを持ち込むことも必要です。その際、児童生徒のみならず、教職員も保護者も、学校に関する地域の人々も市民社会のルールを尊重することが求められます。

具体的には、法や学校いじめ防止基本方針について理解を深める機会や、司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことは市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける上で重要です。その際、弁護士や警察官等を外部講師として招き、暴力防止、非行防止などに関する講話を行うことなども考えられます。

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となる必要があります。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚が養われます。

4 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」等を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。

児童生徒は周りの環境によって大きな影響を受けるため、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つです。教職員が児童生徒に対して教育的愛情を持ち、配慮を要する児童生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することで、児童生徒が自己有用感や自己信頼感を高めることにつながり、相乗的な効果としていじめの発生を抑える大きな力となります。

（１）児童生徒のまなざしと信頼

児童生徒は、教職員の一挙手一投足に目を向けています。教職員の何気ない言動が、児童生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があります。教職員には、児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められます。

教員だけではなく、SC、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）等の協力を得ながらの働きかけが大切です。

【悩んだ時に、「困った、助けて」と言える雰囲気づくり】

困った時や悩みがある時に隠して耐えるのではなく、弱音を吐いたり、人に頼ったりすることができる雰囲気があるかどうかは、児童生徒の学校での安全・安心を大きく左右します。信頼できる大人（教職員、保護者等）に援助希求する学習とともに、児童生徒の「困った」をしっかりと受け止めることができる個々の教職員の聴く力を高め、相談体制を学校の中に築くことが求められています。

（２）自己肯定感・自己有用感を高める教育活動

各教科の授業等をはじめ、学級活動、学年・学校行事等、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくり・居場所づくりが必要です。その中で「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験をすることで成長していきます。また、教職員の児童生徒への温かい声かけや励まし、賞賛等によっても児童生徒は大きく変化します。

【多様性に配慮し、均質化のみに走らない学級づくり】

集団教育の場である学校、学級・ホームルームにおいて、凝集性を高めることは必要ですが、行きすぎて同調圧力が強まると、多様性を認め合うことが難しくなることがあります。教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気、気の確保や、お互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるよう、働きかけることが大切です。



【「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む】

自己への信頼は、主体的に取り組む共同の活動を通して他者から認められ、他者の役に立っていると実感することで育まれると考えられます。お互いに助け合いながら、学級・ホームルームの係活動や児童会・生徒会活動等で何ができるかを児童生徒自身が考える機会を用意することも大切です。



(3) 児童生徒が自分のこととして捉えられるようになる実践的な取組の充実

「いじめは良くない」とほとんどの児童生徒が分かっているにもかかわらず、いじめが起こっている結果から、頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめをしない」という感覚を学校や家庭での日常生活の中で身に付けるように働きかけることが重要になります。

学校における体験的な学びの機会が求められており、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して、正面から向き合うことができるような実践的な取り組みを充実させることが重要です。

【体験的な学びの機会例】

- ・実際の事例や動画などを教材に児童生徒でいじめの問題について協議する。
- ・いじめ場面のロールプレイを行う。

(4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

「自分自身を理解する」「相手の気持ちを思いやる」などの人間関係を結ぶ力や、「相手を傷つけずに自分の考えを表現する」等のコミュニケーション能力を身に付けることが必要です。また、学級活動、児童会・生徒会活動等でいじめ防止の取組を自分たちで考え実施する等、児童生徒の主体的な活動を進め、集団の一員としての自覚や自信をもち、互いに認め合える人間関係づくりを進めることが大切です。

いじめ未然防止プログラム

(県立総合教育センターHP) <https://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshusho/07kokoro/ijimemizen/>

- [小学校]・自分の木 ・大切なからだ ・友だちの良いところ探し 等
 [中学校]・あったか言葉 ・怒りのメカニズムを理解する ・ダイヤモンド・ランキング 等
 [高等学校]・暴力について考える ・役割交換てがみ ・絵による自他紹介 等
 [特別支援学校]・これは、なんでしょう ・買い物に行こう 等



児童生徒の自信につなげる「とっておきの言葉」

- ・「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- ・「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ・「ああすることは、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- ・「あなたのあいさつで、とても気持ちが明るくなったよ。」
- ・「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ・「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

先生、ありがとう

やる気になってきた
次回もがんばろう

〈小学生の心に残ることば〉

- ・そうだね。つらいよね。
- ・わたしも苦手でしたよ。一緒にがんばりましょう。
- ・さわやかなあいさつだね。
- ・そういう考え方もあるね、よく考えたね。
- ・ここがいいね、これがいいね。

〈中学・高校生の心に残ることば〉

- ・心配しているから、ゆっくり話を聞かせて。
- ・あなたらしさを大切にしてほしいなあ。
- ・一緒にピンチを乗り越えようか。
- ・可能性という自分自身の扉を開こう。
- ・幸せになってほしいなあ。
- ・〇〇には、あなたが必要なんだ。

児童生徒が主体的に取り組む活動例

児童会・生徒会活動による自発的、自治的な活動で、いじめの防止を訴え、解決を図れるような取組を進めることは、効果的な方法です。

<実践例1>異年齢交流

新入生を迎える会の開催、給食の準備や片付けの手伝い、読み聞かせの会、縦割り班での清掃活動・児童会活動・運動会等での取組を通して、お互いに認め合い、助け合う関係が築けた。

<実践例2>「いじめSTOP!」宣言

学校で児童会・生徒会が中心となり、「いじめSTOP!」を宣言する。相談箱の設置、標語の募集、ポスターづくり等の取組を進め、生徒会から全校生徒へ運動を広げた。

<実践例3>自主ルールづくり

生徒会が中心となり、スマートフォン等の使用について、ルールを自分たちで考え実行する等の取組を行い、SNS等における不適切な書き込み等をしていないように呼びかけた。

<実践例4>いじめ防止サミット

市内全小中学校代表児童生徒と教職員による「いじめ防止サミット」を開催し、一緒にいじめ防止策等を議論。後日、児童会・生徒会が中心に縦割り行事や学校間リモート交流会を行い、取り組みを広げた。

(4) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる風通しの良い職場の雰囲気大切です。

そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、困った時には相談し合い、共に考え協力し合う人間関係を築くことが不可欠です。また、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが求められます。

5 児童生徒理解に基づく実態把握

生徒指導の基本と言える児童生徒理解ですが、経験のある教職員であっても、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しいことです。そのため、どのように児童生徒理解を深めるかが鍵になります。

児童生徒理解は、児童生徒を心理面だけでなく、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要です。

- ・担任の日頃の観察力
 - ・学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的・多角的な視点からの情報収集
 - ・養護教員、SC、SSW の専門的な立場からの児童生徒理解
 - ・生活実態調査、いじめアンケート調査、心の健康観察等の調査データに基づく客観的な理解
- ※教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要です。

(1) 教職員の気づきが基本

児童生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切です。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒と場を共にすることが必要です。その中で、児童生徒の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められています。

【参考】P49～「いじめ早期発見のためのチェックリスト」「教職員のいじめ対応チェックリスト」

(2) 実態把握の方法

児童生徒個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画（P23）を立てることが必要です。そのためには、児童生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、1人1台端末を活用した「心の健康観察」等により、ストレスに対する心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効です。また、配慮を要する児童生徒の進級や進学、転学に際しては、教職員間や学年間、学校間、校種間で適切な引継ぎを行う必要があります。

6 保護者や地域の方への働きかけ

生徒指導は、学校の中だけで完結するものではなく、家庭や地域及び関係機関等との連携・協働を緊密にし、児童生徒の健全育成という広い視野から地域全体で取り組む「社会に開かれた生徒指導」として推進を図ることが重要です。

例えば、学校運営協議会、保護者会やPTAの各種会議等において、学校における「いじめの実態」や、「学校いじめ防止基本方針」などの情報を提供し、情報交換や協議できる場を設けます。また、いじめの未然防止における家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうため、保護者研修会の開催やHP、学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切です。

さらに、いじめに対する家庭や地域の気付きと教職員の気付きが互いに共有できるような情報窓口や連絡体制の周知を図ることが必要です。

<実践例1>PTA 総会等

OPTA 総会等において、「学校いじめ防止基本方針」の説明や意見交換、連携体制への協力依頼をする。
○学年懇談会等では、いじめの情報共有や現在のいじめ問題への課題、さらに対応方針の説明などを行う。
○犯罪行為となるいじめについては、警察に相談・通報して対応することを伝える。

(例)【意見募集】

「いじめをしない人、また、互いに認め合う人になるには、どうしたらいいですか。」のテーマで学級で話し合うので、ご意見を聞かせてください。

<実践例2>学級通信・学年通信

○いじめへの取組について学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。

(例1)【標語募集】

学校では、生徒会が中心となり「STOP いじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。

(例2)【いじめのサインに敏感に！】

元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもと様子が違う児童生徒の変化に気付くために、心がけていることを教えてください。

児童生徒が保護者や地域の方と一緒にいじめについて学ぶ機会 ～教職員・児童生徒・保護者等による学校いじめ基本方針の理解や見直し～

「いじめにより重大な被害が生じた疑い」又は「いじめにより不登校を余儀なくされている疑い」が生じた段階から「重大事態」となります。この段階から調査の実施に向けて動き出すためには、被害側だけでなく加害側、その保護者の理解が必要です。いじめの定義やいじめへの対応、「学校いじめ防止基本方針」について、入学時や各学年の開始時に児童生徒や保護者等に説明することも必要です。

また、参観日等を活用し、児童生徒が保護者や地域の方と一緒にいじめ防止の授業を行うことも1つの方法です。その中で、どのようなことがいじめに当たるかといった法におけるいじめの定義の確認や、軽い気持ちや何気なく・悪気なく行ったことでも、受けた側の気持ちでいじめになること、遊びのつもりでしたことが刑罰法令に該当することもあり得ることなどを学ぶ機会を設けることも大切です。それにより、いじめの理解を深め、いじめの発生を防ぐことにつながります。併せて、自校の「学校いじめ防止基本方針」の見直しに当たって、実効性のあるものとなるよう、保護者や児童生徒等も一緒に協議するなどの機会を設けることも未然防止やいじめ問題への対応において重要です。

Ⅲ 早期発見

いじめは、教職員や大人の気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことから早期に発見することが、早期の解決につながります。

1 いじめの早期発見に向けて



いじめを早期に発見するにはどうすればよいのか？

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要があるため、児童生徒の表情や学級・ホームルームの雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められます。

日本のいじめは、外から見えにくいコミュニケーションを使った心理的ないじめが多く、同じ学級・ホームルームに加害者と被害者が同居したり、加害と被害の関係が入れ替わったりする点に特徴があります。そのため、いじめの存在に気付くことができなったり、学級・ホームルーム担任の抱え込みから事態が深刻化してしまったりするケースも少なくありません。

①日々の観察 ～児童生徒がいるところには、教職員がいる体制～

- ・休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童生徒の様子に気を付けます。「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、児童生徒に安心感を与るとともに、いじめ発見に効果があります。その際、いじめ早期発見のためのチェックリスト（P49）や教職員のいじめ対応チェックリスト（P50）を活用することが有効です。また、教室等には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をしたり、「ひょうごっ子悩み相談カード」を確実に配布したりすることが大切です。

②観察の視点 ～集団を見る視点の必要性～

- ・児童生徒は発達段階からみると、小学校中学年以降からグループを形成し始めます。この時期は、発達の個人差も大きくなることから、いじめが発生しやすくなります。担任を中心に教職員は、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要があります。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に努めることが必要です。

③連絡帳・生活ノート ～コメントのやり取りから生まれる信頼関係～

- ・連絡帳や生活ノート、1人1台端末の活用により、担任と児童生徒・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できます。気になる内容に関しては、他の教職員と情報を共有した上で、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応します。

④教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

- ・日常の生活の中での教職員の声かけ（チャンス相談）等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくるのが重要です。それは、教職員と児童生徒の信頼関係の上で形成されるものです。
- ・定期的な教育相談期間を設けることも必要です。教育相談を継続することにより、「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用します。面接に当たっては、受容的かつ共感的に傾聴することを心がけ、児童生徒理解に努めることが重要です。また、児童生徒が話を聞いてもらおうと気持ちが楽になることを実感することも大切です。

⑤いじめ実態調査アンケート ～実施時の配慮が重要～

- ・実態に応じて随時実施することを原則としますが、少なくとも学期に1回以上の実施を本県のいじめ防止基本方針で定めています。アンケートは観察や面接などで見落とした児童生徒のSOSを把握するために有効な方法といえます。観察では友人関係に問題がないと思われていた児童生徒へのいじめが発覚したり、アンケートのダブルチェックで再確認するといじめに関すると思われることが見出されたりすることもあります。
- ・アンケートの実施に当たっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、学校の実情に応じて配慮することが必要です。また、SC等と連携した心の健康観察（ストリスチェック等）の実施も有効に活用できます。

※児童生徒との信頼関係によって、児童生徒がSOSを出しやすい環境をつくるのが大切です。

2 教職員のいじめに気付く力を高める

深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見することが重要です。例えば、ある時期に成績が急落する、遅刻・早退・欠席が増える、身だしなみに変化が生じたりする児童生徒に対して、いじめや不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応します。

①児童生徒の成長を支援する姿勢をもつ

- 一人一人の人格を大切にするとともに、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければなりません。そのためには、人権感覚を磨き、児童生徒の言葉をきちんと受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守るという姿勢が大切です。

②児童生徒を共感的に理解する

- 集団の中で配慮を要する児童生徒に気付き、その些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められています。そのためには、児童生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観・背後にある思いを理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが必要です。

③いじめは見えにくいことを踏まえて対応する

- いじめは大人の目の行き届かない時間や場所で行われています。
 - 仲間外れや無視など客観的に状況を把握しにくい形態《時間と場所》
 - 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態《カモフラージュ》
- いじめられている本人からの訴えが少ないのは、以下のような心理が働いています。
 - 「親に心配をかけたくない」「いじめられる自分はみじめだ」「訴えても大人は信用できない」「訴えたらその仕返し怖い」「いじめられていてもグループに属したい」等



日々の観察によって児童生徒の変化に気付く力を高め、いじめの兆候を察知しようとする姿勢でいること

重要

個々の教職員の力を高めるだけでなく、組織的な気付きを促し、全校を挙げて問題に取り組むことで見落としや判断の誤りを防ぎます。

保護者や地域との連携・協力体制

- インターネット上のいじめはさらに見えにくいものです。SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外れなど、表に出にくく、学校だけでは認知することが難しい状況です。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマートフォンやタブレット等を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめを受けている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておきます。
- 家庭や地域、関係機関と連携して取り組む必要があり、危険性の周知だけでなくフィルタリング等の普及や家庭でのルールづくりの必要性を伝えます。
- 連携により児童生徒のインターネット利用実態の変化に敏感に察知するよう努めることも大切です。

【参考】「V ネット上のいじめへの対応」P20～参照

重要

学校におけるいじめアンケートの「保存期間」

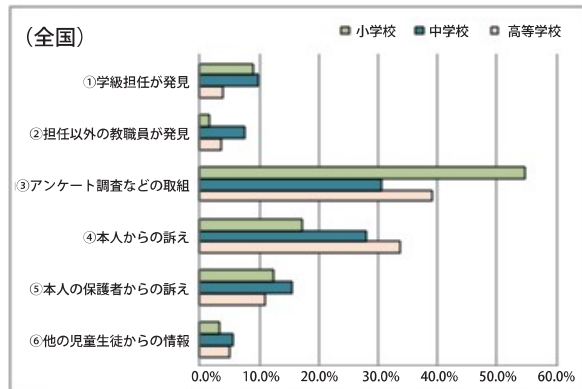
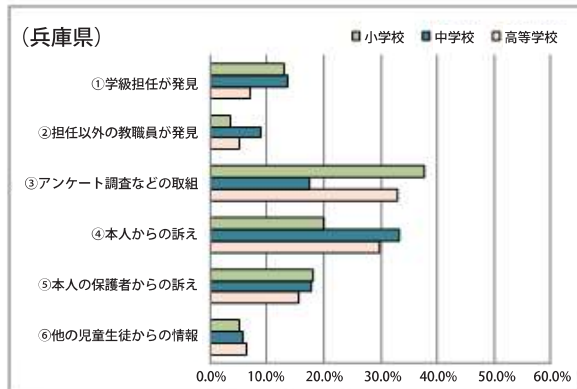
対象児童生徒・保護者から、重大な被害が発生してから一定期間が経過した後に「いじめにより重大な被害が生じた」等の申立てがなされる場合があることを踏まえ、教育委員会又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要があります。

アンケートの質問票や対象児童生徒・関係児童生徒等からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて、卒業後5年とすることが望ましいとされています。

3 いじめ発見のきっかけ

①調査結果

「令和5年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について」及び
文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より



②調査結果から見えるポイント

- ・学級担任による発見については、全国より高い割合になっています。今後も、児童生徒のいる所に教員もいるということ意識するとともに、児童生徒が相談しやすい信頼関係・環境づくりが重要です。
- ・アンケート調査については、いじめ発見のきっかけとなることが多いことから、調査の際には、記入しやすい環境を整えた上で、児童生徒の状況に応じて、記名式や無記名式等の工夫・配慮が大切です。また、SC等と連携した授業や、調査後の教育相談も大切です。(P11 参照)
- ・本人からの訴えによる発見については、小中学校では全国より高い割合です。中学校では部活動顧問等、担任以外の教職員の発見が多く、教職員の情報共有の在り方が大切になります。また、「本人・保護者からの訴え」や、「他の児童生徒からの情報」等については、学校や教職員が知りえない極めて重要な情報となることもあります。共感的な態度で耳を傾け、組織的に適切な対応につなげる必要があります。(P14、15、27参照)

4 いじめの態様

いじめの態様は様々であり、中でもその行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、被害児童生徒を守り抜くという観点から、関係機関との適切な連携が必要です。

《 分 類 》

《 抵触する可能性のある刑罰 》

ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	→脅迫、名誉毀損、侮辱
イ 仲間はすれ、集団による無視 ※刑法法令には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要	
ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	→暴行
エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	→暴行、傷害
オ 金品をたかられる	→恐喝
カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	→窃盗、器物損壊等
キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	→強要、不同意わいせつ(強制わいせつ)
ク パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる ※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を調べ、児童生徒の感じる被害性に着目し判断する必要があります。	→脅迫、名誉毀損、侮辱
ケ ハサミやカッター等の刃物で切りつけてけがをさせる	→傷害
コ 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る	→不同意わいせつ(強制わいせつ)
サ 危害を加えると脅し、現金を巻き上げたり、オンラインゲームのアイテムを購入させる	→恐喝
シ 靴や体操服、教科書等の所持品や財布から現金を盗む	→窃盗
ス 度胸試しやゲームと称し、無理矢理危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる	→強要
セ 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す	→脅迫
ソ 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて悪口を書く	→名誉棄損、侮辱
タ 同級生に「死ね」と言ってそそのかし、同級生が決意して自殺した	→自殺関与
チ 自身の性器や下着姿などの写真や動画を撮影して送るよう指示して写真等を送らせたり、その画像を友達に転送したり、転送されたものを保存したりした	→児童ポルノ提供等
ツ 元交際相手の性的な写真や動画をインターネット上に公表する	→私事性的画像記録提供

上記のア～クは児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査項目、ケ～ツは「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」(令和5年2月7日文部科学省通知)添付資料「〇警察に相談又は通報すべきいじめの事例」を参考にしています。

5 相談しやすい環境づくりを進めるために

児童生徒が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為です。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員は十分に認識し、その対応について細心の注意を払わなければなりません。その対応いかんによっては、教職員への不信感を生み、その後の情報が入らなくなり、いじめがより潜在化することもあります。

（１）本人からの訴えには

①心身の安全を保証する

日頃から教職員のいじめ問題への対応姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には、「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」と伝えるとともに、その手だてを考えねばなりません。例えば、保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や SC を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証します。

②事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴します。可能な限り具体的な内容を聴き取り、最後まで守り抜くことを伝えるなど、安心感を持たせるよう配慮が必要です。

（２）周りの児童生徒からの訴えには

- ・いじめの情報を伝えたことにより、その児童生徒への新たないじめが発生することを防ぐため、話を聴く際は、他の児童生徒に気付かれない場所や時間を確保し、情報を真摯に受け止めます。
- ・「よく知らせてくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は絶対に明かさないと伝え、安心感を与えます。

（３）保護者からの訴えには

- ・保護者がいじめに気付いた時に、すぐに学校に相談できるよう、日頃から信頼関係を築くことが大切です。
- ・問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けません。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスです。日頃から、児童生徒の良いところや気になるところ等、学校での様子について連絡しておきます。
- ・児童生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘すると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもあります。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切です。

（４）教職員の対応

教職員は人権感覚を磨き、児童生徒の言葉を受け止め、児童生徒の立場に立ち、児童生徒を守る姿勢が大切です。共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドの向上に努めることが求められます。

6 地域の協力を得るために

多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校運営協議会や地域学校協働本部等、学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを行うとともに、地域における「子どもの見守り活動」等の教育支援を求めることが大切です。

また、いじめを行っている児童生徒の背景に、保護者の養育状況等の家庭の要因が考えられる場合には、SSW 等の協力を得て、こども家庭センターや福祉事務所、民生委員・児童委員等と連携することも視野に入れて対応することが必要です。

Ⅳ 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切です。

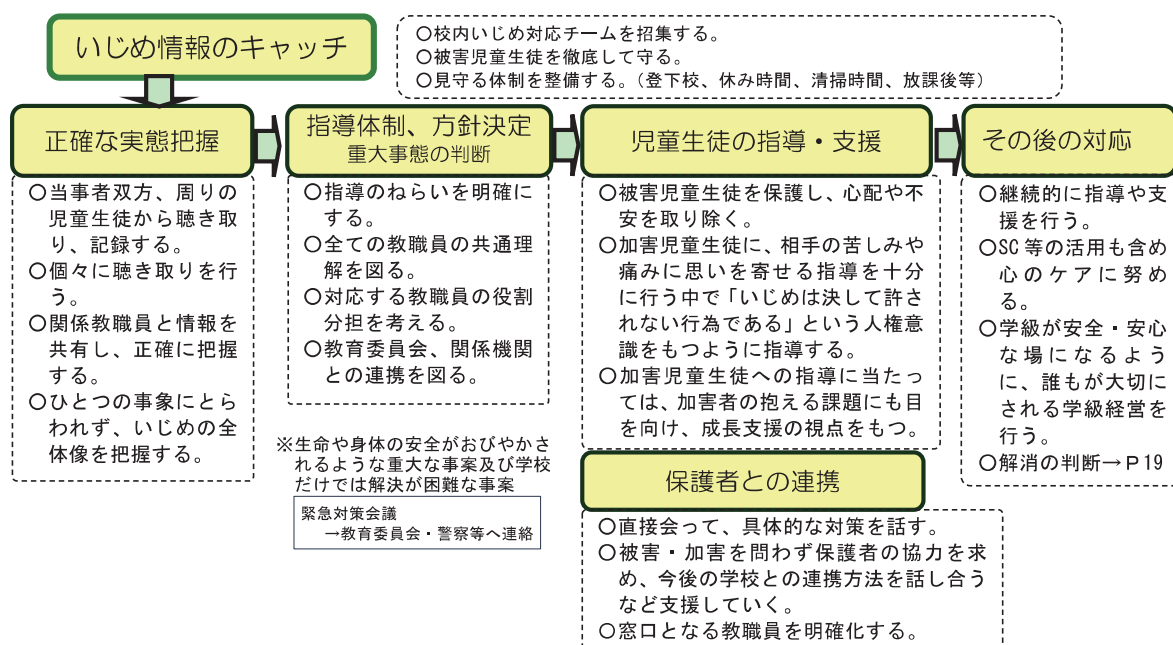
1 いじめの情報を得た時の対応



いじめの訴えや情報を得た時、どうすればいいのか？

被害児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導・支援を行い、解決に向けて特定の教職員だけで抱え込まず、校内いじめ対応チーム（対策組織）へ報告し、組織的に対応することが重要です。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要があります。

2 いじめ対応の基本的な流れ



3 いじめ発見時の緊急対応

いじめ行為を発見した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、直ちに学級担任や、生徒指導担当等の校内いじめ対応チームに連絡し、組織的に対応を行わなければなりません。あわせて管理職にも即座に報告します。

①被害児童生徒、いじめを知らせた児童生徒を守り抜く

- ・いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒に気付かれないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行います。また、事実確認は、いじめられている児童生徒といじめている児童生徒を別々にし、個別に行うことが必要です。
- ・状況に応じて、被害児童生徒やいじめ情報を伝えた児童生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の見守り体制を整備します。

②事実確認と情報の共有

- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童生徒から聴き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者への説明においても複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行います。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の役割分担に基づく連携と情報共有を随時行います。また、得られた情報を可視化することが大切です。

把握すべき情報例

- ◇ 誰が誰をいじめているのか？・・・・・・・・・・【加害者と被害者の確認】
- ◇ いつ、どこで起こったのか？・・・・・・・・・・【時間と場所の確認】
- ◇ どんな内容のいじめか？どんな被害を受けたか？・・・・・・・・・・【内容】
- ◇ いじめをした動機は何か？・・・・・・・・・・【背景】
- ◇ いじめのきっかけは何か？・・・・・・・・・・【要因】
- ◇ いつ頃から、どのくらい続いているか？・・・・・・・・・・【期間】

—要注意—

児童生徒の
個人情報、
その取り扱い
に十分注意す
ること

IV

早期
対応

4 いじめが起きた場合の対応

(1) いじめられた児童生徒に対して

- ・事実確認とともに、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ・学校全体で組織的に解決していく姿勢を伝えます。
- ・自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。

保護者に対して

- ・発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝えます。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議し、同意を得るようにします。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭で子どもの変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう伝えます。

いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉

- ・お子さんにも悪いところがあるようです。 ・家庭での甘やかしが問題です。
- ・クラスにはいじめはありません。 ・どこかに相談にいかれてはとうですか。

(2) いじめた児童生徒に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分に聴き、背景にも目を向け、成長支援という観点を持ちながら指導します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした態度で粘り強い指導を行い、いじめは決して許されない行為であることや、いじめられる側の苦しい気持ちを認識できるようにします。

保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・法や学校いじめ防止基本方針を踏まえ、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をするなど連携を図り支援します。

学校との連携が十分ではないため保護者から発せられた言葉

- ・相手にもいじめられる理由があるのだろう。 ・学校がきちんと指導していれば…。
- ・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。

(3) 周りの児童生徒に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者や先生など大人にいじめを知らせる相談者への転換を促します。
- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示します。
- ・はやし立てる行為だけでなく、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解できるようにします。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解できるようにします。
- ・いじめに関する過去の事例や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として意識できるようにします。

(4) 継続した指導・支援

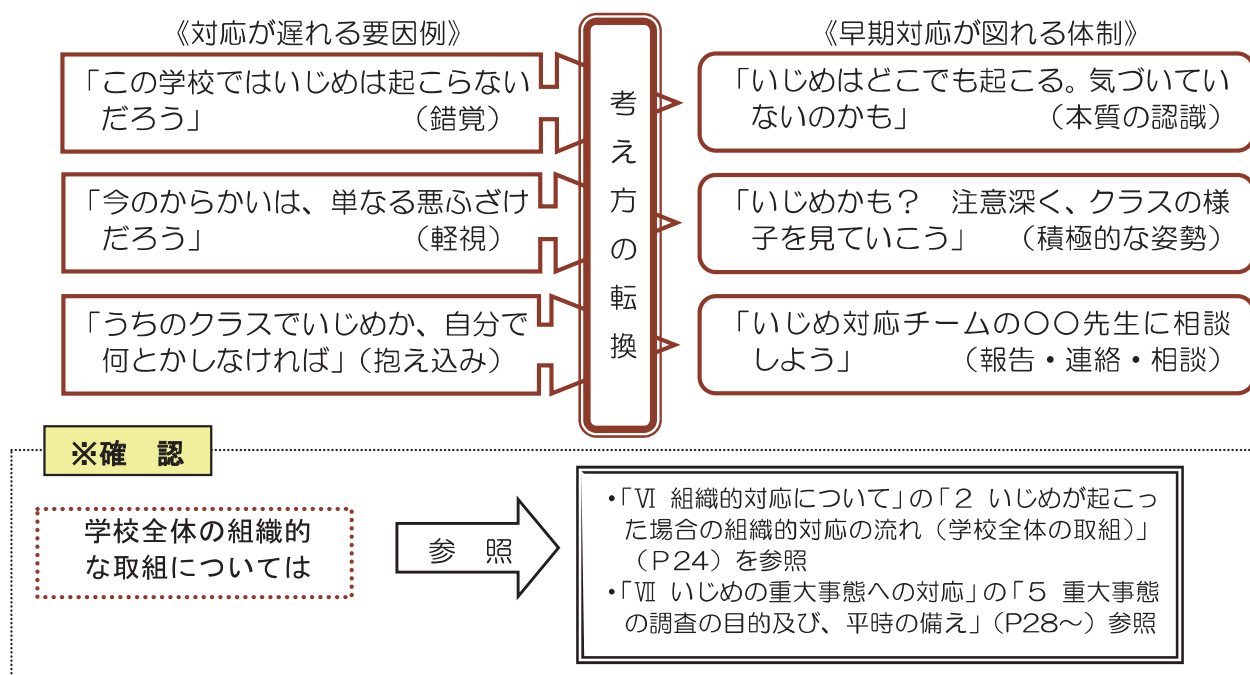
- ・いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的にを行います。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努めます。
- ・被害児童生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるよう支援します。
- ・被害側、加害側の双方に SC や関係機関との連携を含め、心のケアに努めます。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめを生まない学級・学校づくりへの取組を強化します。

IV

早期対応

5 迅速に対応するために

迅速な対応が遅れる場合の一例です。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組みます。



6 重大事態に発展させないために

(1) ケースに応じた対応

適切な対応を怠れば、どのようないじめも深刻化する可能性があるという危機意識を教職員間で共有した上で、組織的にいじめに関する情報を共有し、ケースに応じた対応策を検討していくことが求められます。

【問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース例】

- ① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのケース
- ② 閉鎖的な部活動内でのケース
- ③ 被害と加害が錯綜しているケース
- ④ 教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊の状況にあるケース
- ⑥ いじめが集団化し孤立状況にある(と被害児童生徒が捉えている場合も含む。)ケース
- ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧ 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

(参考: 生徒指導提要 P137)

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが大切です。

【対応の流れ】

ケース会議 の中で	①アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行う。 ②アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。
ケース会議 後に	③被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得る。 ④指導・援助プランを実施する。 ⑤モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状态の把握等）を行う。

※問題によっては、警察に相談するなど、学校外の関係機関等との密接な連携を図ることや、関係する児童生徒の保護者に対するきめ細かな連絡と相談を行うことが、学校と保護者の信頼関係を築くことにつながります。

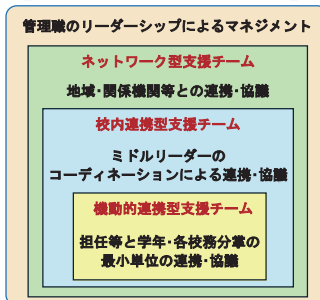
（２）チーム支援による組織的対応

生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずに生徒指導担当等と協力して、機動的連携型支援チームで対応することが求められます。また、対応が難しい場合は、生徒指導担当や教育相談コーディネーター、学年代表、養護教員、SC、SSW 等校内の教職員が連携・協働した校内連携型支援チームによる組織的対応が重要となります。

さらに、深刻な課題は、校外の関係機関等との連携・協働に基づくネットワーク型支援チームによる地域の社会資源を活用した組織的対応が必要になります。

（参考：生徒指導提要 P21、91～93）

【支援チームの形態】



【機動的連携型支援チーム】児童生徒や保護者と連携しつつ、学級・ホームルーム担任とコーディネーター役の教職員（生徒指導担当や教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、学年代表等）が連携して、機動的に問題解決を行う。

【校内連携型支援チーム】生徒指導担当、教育相談コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、養護教員、SC、SSW などがコーディネーターとなり、学年代表や関係する校務分掌主任などを加えて、課題早期発見対応の対象となる児童生徒のスクリーニングや困難課題対応の生徒指導などのために、校内の教職員の連携・協働に基づいて定期的にケース会議を開催し、継続的に支援を行う。

【ネットワーク型支援チーム】学校、家庭と教育委員会、地域の関係機関等がそれぞれの役割や専門性を生かして連携・協働し、困難課題対応の生徒指導を継続的に行う。

【学校がチームとして機能するために】

教職員同士（事務職員や学校用務員、SC、SSW 等も含む）や教職員と多職種の専門家、地域の人々が連携・協働して教育活動を展開することが求められます。しかし、知識や経験、価値観や仕事の文化の違う者同士が関係性を築いていくのはそれほど簡単ではありません。専門性に由来するそれぞれに特有の文化やものの見方をお互いに理解し、考え方や感じ方の溝を埋めることが必要になります。学校を基盤としたチームによる連携・協働を実現するためには、教職員、多職種の専門家など、学校に関係する人々に次のような姿勢が求められます。

①一人で抱え込まない

一人でやることには限界があります。一人で仕事をこなさなくてはという思い込みを捨てて組織で関わることで、児童生徒理解も対応も柔軟できめ細かいものになります。

②どんなことでも問題を全体に投げかける

些細なことでも、学年会や校務分掌の会議、職員会議、ケース会議等に報告し、常に問題を学年全体、学校全体として共有する雰囲気を生み出すことが大切です。

③管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる

情報の収集と伝達を円滑に進めるためのネットワークを学校の内外につくり、連携した行動の核となる司令塔（コーディネーターの役割を果たすミドルリーダー）の存在が不可欠です。

④同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする

思い込みや独善を排するためには、常に自分たちの考えや行動を自己点検する必要があります。同僚の教職員間で継続的に振り返りを行うことで自身の認知や行動の特性を自覚することができ、幅広い他者との協働が可能になります。

（参考：生徒指導提要 P71～72）

7 いじめの解消・特に配慮を要する対応

文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定）参照

（１）いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り抜き、その安全・安心を確保しなければなりません。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切です。

例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続すること考えられます。

（２）特に配慮を要する児童生徒への対応

特に配慮が必要な児童生徒については以下の点に留意して対応します。

- 発達障害を含む、障害のある児童生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別的教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要です。
- 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒などの外国にルーツをもつ児童生徒は、言語や文化等の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意するとともに、いじめが行われることがないように、教職員、児童生徒、保護者等の外国人児童生徒等に対する理解の促進を図り、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行います。
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- 震災等の災害による被災や避難、感染症等に本人や家族が罹患している児童生徒については、児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

※上記の児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行わなければなりません。

V ネット上いじめへの対応

1 ネット上のいじめとは

スマートフォンやタブレット等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりする方法により、いじめを行うもの。最近では、SNSを介し、誹謗中傷、仲間外しや、学校外の不特定多数を巻き込んでいる事案、法に触れてしまっている事案なども起こっています。

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

GIGAスクール構想により、学校の授業等で1人1台端末が活用されています。自宅等で自分のタブレットを利用する際と学校配布の端末で利用する際には、管理方法等に違いが生じます。

未然防止には、児童生徒のスマートフォンやタブレット等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行う必要があります。早期発見には、SNSを見たときの表情の変化やスマートフォンやタブレット等の使い方の変化など、被害を受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠です。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、事案の内容によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要です。



SNS等で虚偽の情報やデマ情報が拡散されることがあります。児童生徒が情報に惑わされないために、情報の真偽を確かめることは安易に情報を投稿・拡散しないことなどに注意する力を身に付けるようにします。

トラブル事例

ネット上のいじめ

- SNS等（無料通話アプリ等）でのいじめ
- 動画共有サイト等でのいじめ
- 学校非公式サイト（学校裏サイト）でのいじめ

特殊性による危険

- 匿名性により、自分だとは分らなければ何を書いてもかまわないという匿名性から安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- 無料通話アプリを利用するグループ内でも、ある日突然、既読無視、グループ外し、未読等のいじめが起こることもある。

□ SNSから生じたいじめ

Aさんは友だち数人に限定したサイト（SNS）だからと安心して、Bさんの悪口を書き込みました。それをCさんがコピーして他の掲示板に書き込み、Bさんの知るところとなりました。その後、同掲示板にAさんへの誹謗中傷が大量に書き込まれました。

- 掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。

- スマートフォン等で撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。

□ 動画共有サイトでのいじめ

Aさんは、クラスの数人からプロレス技をかけられました。その様子がスマートフォンやタブレットで撮影されていました。そして、過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

- 一度流出した個人情報は、削除することが困難であるだけでなく、不特定多数の人に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

V

ネット上のいじめへの対応

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行います。

保護者会等で伝えたいこと

<未然防止の観点から>

- ・子ども達のスマートフォンやタブレット等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけではなく、家庭において子ども達を危険から守るためのルールづくりを行うこと、特にスマートフォンやタブレットを持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったインターネット特有のトラブルが起こり得ること。
- ・「ネット上のいじめ」は、拡散性、持続性などがあるため、深刻な影響を与えること。

<早期発見の観点から>

- ・家庭では、SNSを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付けば躊躇なく問いかけ、即座に学校や警察等の関係機関へ相談すること。

情報モラルに関する指導の際、児童生徒に理解させるポイント

インターネットの特殊性による危険や児童生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導を行います。

＜インターネットの特殊性を踏まえて＞

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、傷害など別の犯罪や自殺につながる可能性があることもあること
- 一度流出した情報は、簡単には削除できないこと

＜参考資料＞

活用型情報モラル教材「ひょうご GIGA ワークブック」



【児童生徒の心理】

匿名で書き込みができるなら…
自分だと分からなければ…
誰にも気づかれず、見られていないから…
あの子がやっているなら…
動画共有サイトで目立ちたい…

3 早期発見・早期対応

- ・書き込みや画像の削除への対応等、具体的な対応方法を児童生徒、保護者に助言し、協力して取り組む必要があります。
- ・学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多く、警察等の専門機関との連携が必要になります。

■ 書き込みや画像の削除に向けて

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要があります。

※学校非公式サイト上の削除も同様

＜児童生徒・保護者に伝えること＞

- ・誹謗中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないこと。
- ・匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること。
- ・書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

対応に困ったら…

◇ひょうごっ子悩み相談

電話：0120-0-78310 0120-783-111

◇ひょうごっ子 SNS 悩み相談（相談周知カード参照）

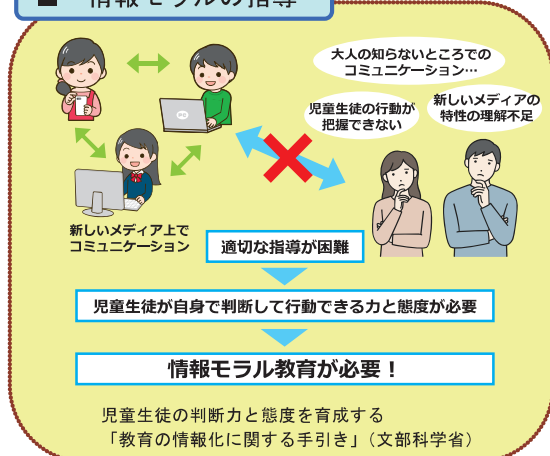
◇兵庫県警察サイバーセキュリティ・捜査高度化センター

電話：078-341-7441

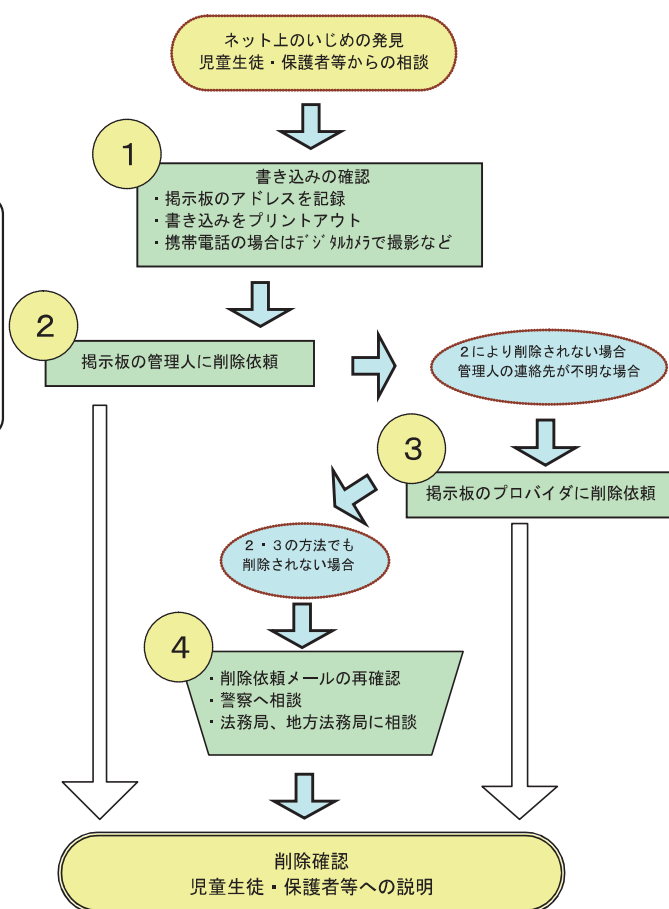
◇子どもの人権 110 番（神戸地方法務局人権擁護課）

電話：0120-007-110

■ 情報モラルの指導



書き込み等の削除の手順（参考）



※ネット上のいじめへの対応についても、P15からの早期対応の取組が必要です。

※情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、児童生徒がネット等をどのように使っているか、常に新たな課題等にアンテナを高くしておく必要があります。

VI 組織的対応

1 いじめ問題に取り組む体制の整備

いじめ問題は、校長のリーダーシップの下に「いじめを許さない」という強い意志をもち、学校全体で組織的に対応することが重要です。そのためには、発達支持的生徒指導や未然防止教育、早期発見・早期対応はもちろんのこと、実効的な校内組織を充実させるとともに家庭や地域、関係機関等との連携を密にしながら、社会総がかりで取組を推進していくことが大切です。

各学校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、その中核となる「いじめ対応チーム」を設置し、そのチームを起点として教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うことが重要です。そこで、教職員が一人で抱え込まず、いじめの情報を学校いじめ対応チームに報告・共有する義務があることを認識する必要があります。

また、組織が有効に機能しているか等について、学校評価等において目標を定め定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行い、児童生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開することが必要です。

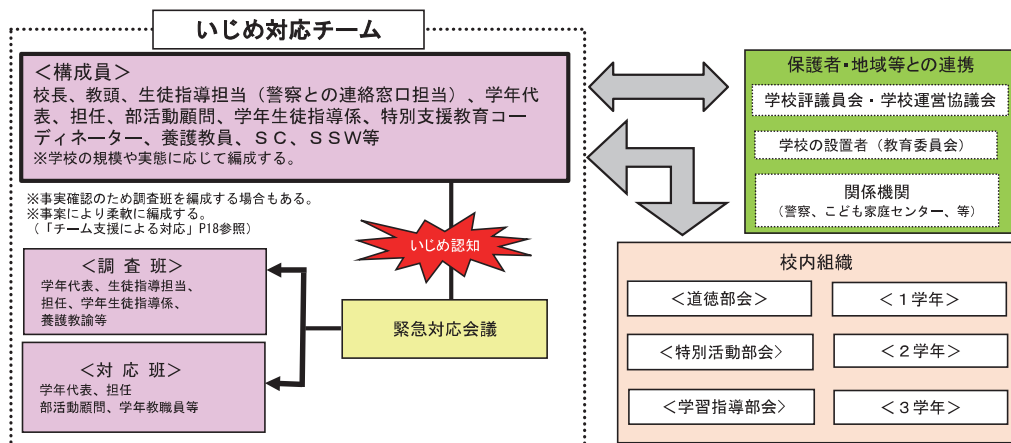
(1) いじめ対応チームの設置について

- ・校長、教頭、生徒指導担当を中心に、学年代表や養護教員、SC、SSW等、心理や福祉等に関する専門家などをメンバーに加えます。なお、メンバーは学校規模や実態等に応じて柔軟に対応します。(P18 参照)

早期対応：機動的連携型支援チーム
(担任、生徒指導担当等)
校内連携型支援チーム
(いじめ対応チーム)

困難課題対応：校外ネットワーク型支援チーム
(学校と関係機関等)

《いじめ対応チーム組織例（中学校）》



※上記の組織図は、中学校を例に作成していますが、小学校・高等学校・特別支援学校においても、それぞれの実情に応じて編成します。

※例えば担当者を決めて、定例のいじめ対策組織会議までにいじめの情報を集約する方法も考えられます。

※いじめの発生時は、緊急対応会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応を進めます。

※いじめ重大事態の疑いがある事案が発生した場合は、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂文部科学省）に沿って適切に対応します。(P27～参照)

【いじめ対応チームの役割】

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく年間指導計画の作成・実行の中核的役割を果たし、加えて、校内研修を企画・実施します。
- ②いじめの相談・通報の窓口になります。複数の教職員が個別に認知した情報を収集・整理・記録して共有します。教職員が感じた些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせずに、進んで報告・相談できるように環境を整備することが重要です。
- ③いじめの疑いのある情報があった場合、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聞き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応をします。
- ④学校いじめ防止基本方針の点検、いじめ対策の取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行う役割を担います。
- ⑤いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体にもなります。(参考：生徒指導提要 P127)

組織的対応の流れ→P24 参照、学校における平時からの備え→P29 参照

(2) 実効的な組織体制づくり

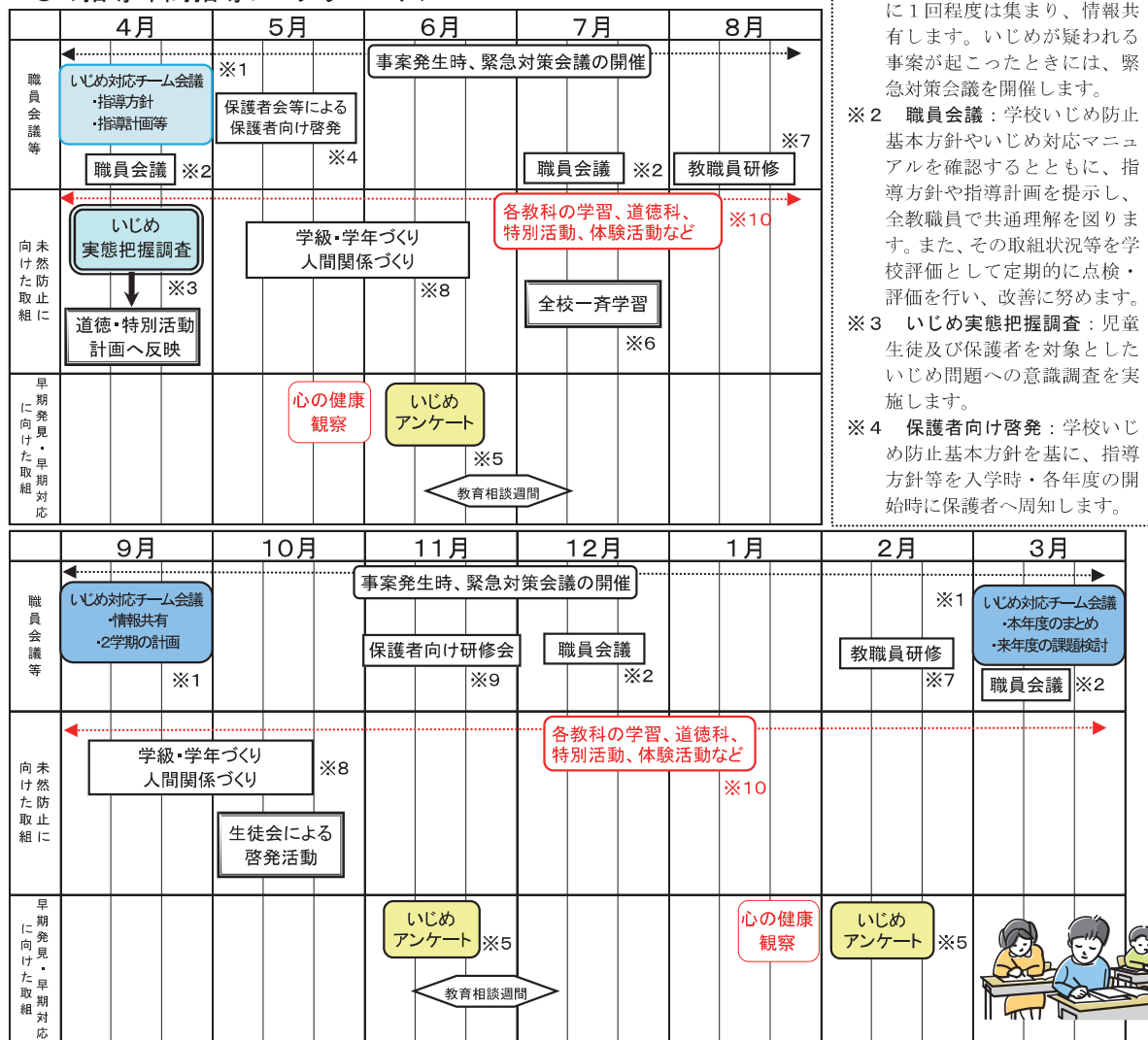
- いじめ対応チームが教職員間での情報共有が可能になるようにアセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の可視化を図ることが大切です。また、チーム内で各構成員が発言することへの安心感を持てる状態をつくり出すことが不可欠です。
- 児童生徒や保護者に対して、いじめ対応チームの存在や活動が認識されるような取組を積極的に行い、いじめを解決する相談・通報窓口として信頼が寄せられれば早期発見対応が可能になります。

(3) 年間を見通したいじめ指導計画の整備

- いじめ対策は、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があります。そのためには、学校としてのいじめ対策の達成目標を設定し、どのような取組をいつ実施するかということを年間指導計画として定め、学校評価において目標の達成状況を確認することが不可欠です。
- 計画を作成するに当たっては、教職員の研修、児童生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ防止対策を推進することが大切です。また、学校評価等において取組の目標を定め、定期的に点検・評価し、さらに必要に応じて改善を行う必要があります。

《年間指導計画例》

◆いじめ指導年間指導プログラムモデル



※1 いじめ対応チーム会議：月に1回程度は集まり、情報共有します。いじめが疑われる事案が起こったときには、緊急対策会議を開催します。

※2 職員会議：学校いじめ防止基本方針やいじめ対応マニュアルを確認するとともに、指導方針や指導計画を提示し、全教職員で共通理解を図ります。また、その取組状況等を学校評価として定期的に点検・評価を行い、改善に努めます。

※3 いじめ実態把握調査：児童生徒及び保護者を対象としたいじめ問題への意識調査を実施します。

※4 保護者向け啓発：学校いじめ防止基本方針を基に、指導方針等を入学時・各年度の開始時に保護者へ周知します。

※5 いじめアンケート：学校の実態に応じて随時実施することを原則としますが、必ず学期に1回以上実施します。また、児童生徒が記入しやすい方法等について工夫が必要です。併せて心の健康観察（ストレスチェック等）の活用も有効です。

※6 全校一斉学習：いじめ実態把握調査により明確になった児童生徒の実態に応じた教育指導の機会を設けます。

※7 教職員研修：SC等によるカウンセリングマインド研修を年間2回程度実施します。

※8 学級・学年づくり／人間関係づくり：宿泊行事や学校・学年行事等を活用し、人間関係づくりを計画的に進めます。また、いじめ未然防止プログラム（心の教育推進センター作成）等も活用します。

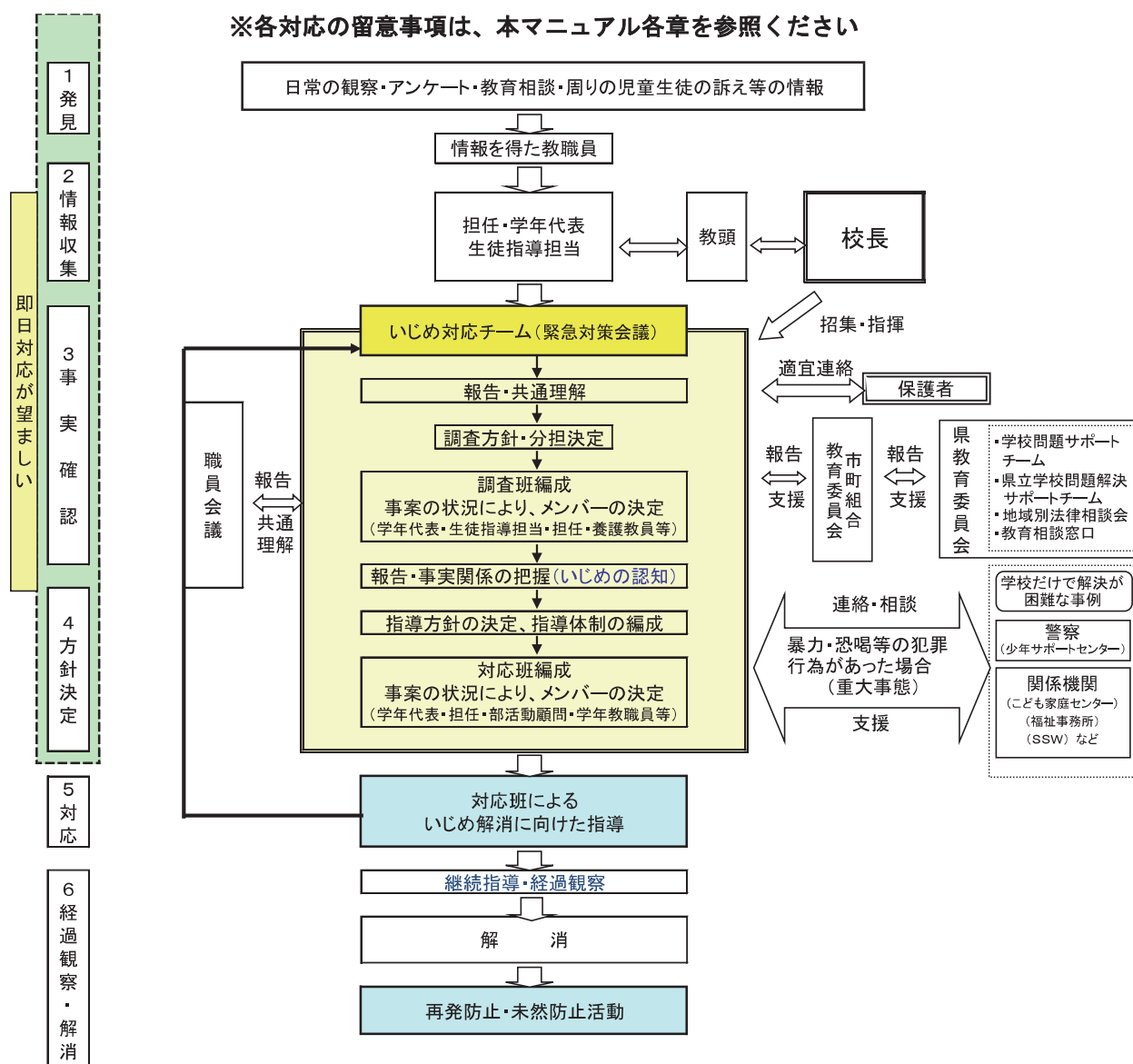
※9 保護者向け研修会：SC等による講演（子どもへの接し方等）を実施します。

※10 授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となります。教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりを行うには、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成という4つの実践上の視点を意識することが必要です。

2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ（学校全体の取組）

いじめの情報を得た場合は、特定の教職員だけで抱え込まず、学年及び学校全体で対応することが大切です。学級担任が一人で抱え込み、十分な対応ができなかったため、児童生徒をより辛い状況に追い込んでしまい、保護者の不信感を招いてしまうこともあります。

そうならないよう、校長がいじめ対応チームによる緊急対策会議を開催し、学校として認知するとともに、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが重要です。



VI

組織的対応

※上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応します。

※いじめの解消に向けた取組は、迅速に対応することが大切であるため、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とします。

※重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告します。なお、児童生徒や保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査を行います。（P27～参照）

※特にいじめ被害児童生徒及び保護者への支援については、当該児童生徒を徹底して守り抜くことを伝えるなど、問題解決に向けた対応方針を示すとともに、心のケアに努めます。また、保護者に対して、今後の対応方針等を説明し理解を得ます。さらにその後も適切に情報提供していくことが大切です。

※いじめが解消している状態とは、①被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という2つの要件が満たされていることを指します。（P19参照）

3 教育委員会、警察、その他関係機関、地域等との連携強化

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、その他関係機関、地域等との連携が不可欠です。連携を図るためには、管理職や生徒指導担当の教員を中心として、日頃から学校や地域の状況について情報交換を行うなど、いわゆる「顔の見える関係」を築いておくことが大切です。

(1) 教育委員会との連携

学校において重大ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受けることが求められます。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導し、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められます。

《県教育委員会の連携支援体制》

- ◎指導主事や学校問題サポートチーム（学校支援専門員（教職員OB・警察OB）、SSW、SC等）の派遣（状況に応じて、SCのスーパーバイザーとしての派遣も含む）
- ◎県立学校問題解決サポートチーム（教育関係OB、弁護士、精神科医）による指導助言
- ◎高校教育課「スクールロイヤー」による助言
- ◎教育事務所「地域別法律相談会」（弁護士等）の活用
- ◎教育事務所「教育相談窓口」（弁護士等）の活用
- ◎県立総合教育センター「いじめ防止プログラム」の活用

<学校問題サポートチーム・県立学校問題解決サポートチーム>

学校だけでは解決困難な事案に対応するため、各教育事務所・高校教育課に設置し、複雑・多様化する課題に対して専門的・多面的な支援を行います。

<学校問題サポートチーム>（教育事務所）

- ・構成員：教職員OB、警察OB、SSW、SC、弁護士、精神科医、メンタルヘルスアドバイザー

<県立学校問題解決サポートチーム>（高校教育課）

- ・構成員：教育関係OB、弁護士、精神科医

<教育事務所「教育相談窓口」>

学校現場における保護者等からの教育問題に係る相談に適切に対応するために設置。

- ・月1～2回定期日を設けて実施。
- ・教職員OB等が対応し、場合によっては教育問題検討会議を開き、弁護士等が相談に応じます。

(2) 出席停止措置（小・中学校）

いじめを繰り返している児童生徒に対しては、日頃からきめ細やかな指導や教育相談を粘り強く行うことが必要です。しかし、指導の効果があがらず、他の児童生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応を検討する必要があります。（学校教育法第35条）

※出席停止の制度は、本人の懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するという観点から設けられているものです。

【学校教育法】

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

（３）就学校の指定の変更や区域外就学（小・中学校）

市町組合教育委員会において、いじめられた児童生徒の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童生徒をいじめから守り抜くために、必要があれば就学校の指定の変更や区域外就学について弾力的に対応することと規定されています。保護者から、市町内の他の学校や他の市町等の学校に変更したい旨の申し出があれば、市町組合教育委員会と十分に協議する必要があります。

※手続きに関して、一部の市町で異なる場合があります。

（４）警察との連携

学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて学校警察連絡協議会等を開催し、相互協力する体制を整えておくことが大切です。そのため、学校において、警察との連絡窓口となる担当職員（学校・警察連絡員）を指定することが必要です。

重大ないじめ事案や、いじめが暴行、傷害、恐喝等犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、直ちに警察への相談・通報し、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターと連携して対応することが必要です。また、保護者等に対して、あらかじめ周知しておくことも必要です。

（５）その他関係機関や地域等との連携

いじめた児童生徒のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、福祉的な視点から SSW と協力し、こども家庭センターや福祉事務所、民生・児童委員等と連携することも視野に入れて対応します。

《少年サポートセンター》

県下に 12 箇所設置されている警察組織。主に健全育成の観点から、少年及び保護者の相談に対応し、子どもを非行や犯罪被害から守る活動や立ち直り支援などの活動を行っています。

《こども家庭センター》

0 歳から 18 歳未満の子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を展開しています。

県所管	中央こども家庭センター（同、洲本分室）	尼崎こども家庭センター
	西宮こども家庭センター	川西こども家庭センター（同、丹波分室）
	加東こども家庭センター	姫路こども家庭センター
	豊岡こども家庭センター	
神戸市所管	神戸市こども家庭センター	
明石市所管	明石こどもセンター	

（令和 7 年 3 月時点）

4 教職員の研修の充実

各学校においては、本マニュアルやいじめ未然防止プログラム（心の教育推進センター）及び生徒指導提要进行を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ることが必要です。

また、教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身に付けるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、SC や SSW 等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められます。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内での OJT が円滑に実施されるよう、配慮が必要です。

《カウンセリングマインド研修》

全ての教職員を対象とした SC 等によるカウンセリングマインドの向上を目的とした研修で、カウンセリングの技法やストレスマネジメント等、研修内容は多岐にわたります。

《OJT（On-the-Job Training）》

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量の向上を図ります。

そのことは、先輩教員にとっても学びの機会となり、力量を高めることにつながります。

教職員間において、年齢を問わず学び合う姿勢が求められています。

VII いじめの重大事態への対応

1 いじめの重大事態とは



どのようないじめが重大事態となるのか？

法におけるいじめの重大事態の定義（第 28 条第 1 項）



- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（1 号：生命・心身・財産重大事態）

（該当する事案例）文部科学省いじめの重大事態の調査に関するガイドライン別添資料 1 抜粋

・（生命）自殺を企図 ・（心身）暴行により骨折 ・（心身）心的外傷後ストレス障害との診断 ・（財産）金銭を強要 等

- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（2 号：不登校重大事態）

相当の期間とは、不登校の基準の年間 30 日を目安としますが、一定期間連続して欠席している場合には、30 日に到達する前から教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要です。

いじめの重大事態（以下、「重大事態」という。）は、事実関係が確定した段階ではなく、「疑い」も含みます。そのため、この段階から対応を開始する必要があります。

重大な被害が生じる前に、いじめの早期発見、早期対応を組織的に行うことが大切です。

2 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

- ・いじめは、学校や教職員の目の行き届かないところで起きることも多くあり、児童生徒や保護者の情報は学校が知りえない極めて重要な情報となります。そのため、児童生徒・保護者からいじめの申立てを受けた場合には、法第 23 条第 2 項に基づき、いじめの事実の有無の確認を行います。
- ・児童生徒本人がいじめを申立てることは勇気を要するものであることを理解し、当該児童生徒が話しやすい場を設定し、共感的な態度で真剣に耳を傾け、教職員が抱え込むのではなく、いじめ対応チームと共有し、組織的に適切な対応につなげます。
- ・児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった時には、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たります。
- ・重大事態に当たらないことが明らかであるというためには、例えば、いじめの事実が確認できなかっただけでは足りず、教育委員会又は学校においていじめの事実が起り得ないことを客観的・合理的な資料等を用いつつ、説明する必要があります。
- ・既に卒業した児童生徒・保護者から在籍時のことで申立てがある場合も調査は必要になります。

3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

平成 29 年 3 月に文部科学省は、教育委員会及び学校における法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するため、ガイドライン（いじめの重大事態の調査に関するガイドライン）を作成しました。重大事態の発生件数は、法の施行から 10 年が経過していますが、増加しており、平時からの学校と教育委員会の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足から調査開始後に保護者とトラブルになる例、重大事態の調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、令和 6 年 8 月にガイドラインを改訂しています。

平成 28 年 3 月「不登校重大事態に係る調査の指針」が文部科学省で作成されましたが、ガイドラインの改訂で不登校の内容も盛り込まれ、一本化されています。



調査の目的
や平時から
の備え等一
般的な事項

実際に重大
事態が発生
した場合に
おける流れ

個人情報保護
に関する事項

調査終了後の
対応と再調査

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

第1節 重大事態調査の概要 第2節 重大事態調査を実施する目的

第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

第1節 学校における平時からの備え 第2節 学校の設置者における平時からの備え

第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第1節 調査を行うに当たっての基本的姿勢 第2節 重大事態調査中における学校の対応
第3節 対象児童生徒・保護者への接し方 第4節 対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合の対応

第4章 重大事態を把握する端緒

第1節 重大事態調査の定義 第2節 児童生徒・保護者から申立てを受けた場合の対応

第5章 重大事態発生時の対応

第1節 重大事態の発生報告 第2節 重大事態発生時の初動対応

第6章 調査組織の設置

第1節 調査主体の決定 第2節 調査組織の構成の検討

第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

第1節 事前説明等を行うに当たっての準備 第2節 対象児童生徒・保護者に対する事前説明 第3節 関係児童生徒・保護者に対する説明等

第8章 重大事態調査の進め

第1節 調査の進め方についての事前検討 第2節 調査の実施 第3節 調査報告書の作成

第9章 調査結果の説明・公表

第1節 対象児童生徒・保護者への調査結果の説明 第2節 いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明
第3節 地方公共団体の長等への報告及び公表

第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護

第1節 個人情報保護法に基づく基本的な対応 第2節 調査報告書の提示・提供について
第3節 調査報告書の公表に係る個人情報保護法との関係

第11章 調査結果を踏まえた対応（各節略）

第12章 地方公共団体の長等による再調査（各節略）

4 重大事態の判断及び調査主体の判断



重大事態の判断は誰がするのか？

単に特定の教職員のみによる判断ではなく、教育委員会又は学校が判断します。



重大事態の調査主体を決める判断は、誰がするのか？

教育委員会が主体となるか、学校が主体となるかの判断は、個別の重大事態の状況に応じて、教育委員会が行います。

1号は教育委員会等、2号は学校が調査主体になることが原則となりますが、学校の調査では十分な結果が得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会等が主体で調査を行うことになります。（調査組織の種類はP31参照）

5 重大事態の調査の目的及び平時の備え



重大事態の調査を行う目的は何か？

①事実関係を可能な限り明らかにし、②当該重大事態への対処（対象児童生徒への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童生徒に対する指導及び支援等）及び、③同種の事態の再発防止策（教育委員会及び学校が今後取り組むべき対応策）を講ずることを行うことを目的としています。

2号の不登校重大事態が発生し、現在も対象児童生徒が欠席を余儀なくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含まれます。

法第23条第2項いじめの事実の有無の確認としての調査の結果、重大事態と判断する場合も想定されますが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことが求められます。ただし、法第23条第2項による調査を通じて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、重大事態として取り扱い、再発防止策の検討等を行うものの、新たな調査を行わないことも考えられます。

重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではありません。



学校では重大事態に備えて、平時から何をすればよいのか？

まずは、重大事態の発生を防ぐことが大切です。重大な被害が生じる前にいじめの対処を丁寧に行うことです。併せて、次のことを平時から備えることが大切です。

- ①全教職員が、法や基本方針、ガイドライン、生徒指導提要等を理解し、重大事態に対してどう対処すべきかを認識しておくこと。
- ②いじめ対応チームが個別のいじめに対する対処において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築すること。

学校における平時からの備え（ガイドライン第2章参照）

- ・いじめの積極的な認知や早期発見・早期対応を徹底する。
- ・重大な被害等の「疑い」の段階から重大事態として扱い、調査の実施に向けて迅速かつ適切に対応できるよう備える。
- ・年度初めの職員会議や行内研修等の実施により、全教職員が学校いじめ防止基本方針や、法、基本方針等の理解を深め、重大事態への対処法や役割分担について認識しておく。
- ・学校いじめ防止基本方針は入学時・各年度の開始時に児童生徒や保護者、関係機関等に説明する。
- ・いじめ対応チームは、いじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実行的・組織的に行うための中核となる。
- ・いじめ対応チームはいじめの疑いがある場合の調査等を行い、いじめの疑いや重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担う。
- ・校長のリーダーシップの下、生徒指導担当教員等を中心として、組織的な支援及び指導体制を構築する。
- ・学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において、定例会議の開催を位置づけるとともに重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全教職員の理解を深める。
- ・いじめへの対応で判断に迷ったり、児童生徒・保護者がいじめの調査結果に納得していない場合等は、教育委員会に相談する。
- ・重大事態の調査を行う際は、「確認できた事項」「確認できなかった事項」等の記録を残し、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等が明記されている記録が望ましい。
- ・日頃の学校教育活動の中で、作成、取得したメモ等をそのままにせず、文書管理規則等に基づいて、適切に管理する。そのため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えておくことも考える。記録等の保管期間についても学校として明確に規定しておく。
- ・認知したいじめへの対応を行う中で、重大な被害が疑われたり、不登校につながる可能性が高い児童生徒については、その保護者に対し重大事態の調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有することが望ましい。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合は、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に周知しておく。

全国的に平時から学校と教育委員会の連携不足により対応が遅れた事例もあります。教育委員会における平時からの備えを行うとともに、学校と教育委員会において緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始できるようにしておくことが大切です。

教育委員会における「平時からの備え」は、重大事態が発生した場合に法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、第2章第2節を確認し備える。

6 重大事態の調査を行う際の姿勢及び調査中の学校での対応



重大事態の調査を行う際はどのような姿勢で臨むのか？

重大事態の調査を行うに当たっては、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが重要です。

重大事態の調査と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められています。

犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの場合、学校で指定している「学校・警察連絡員」を通じて、警察に相談・通報することも必要です。（教育委員会とも共有する）

基本的姿勢（ガイドライン第3章参照）

- ・対象児童生徒やその保護者の「いじめの事実関係を明らかにしたい」、「何があったのかを知りたい」という切実な思いを理解し、調査結果を対象児童生徒・保護者等に対して適切に説明します。
- ・教育委員会及び学校は自らも調査対象であることの認識をもちながら、自らの対応について、たとえ不都合があったとしても、事実関係を明らかにし、自らの対応を真摯に見つめ直すとともに、再発防止策を確実に実践します。
- ・重大事態調査を適切に実施する視点を持ち、取り組むことが必要です。

【重大事態の調査を適切に実施する視点】

- ・真摯な態度で取り組むこと
- ・公平・中立であること
- ・多くの情報を集め、客観的な分析と検証をすること
- ・日ごろのいじめ防止等の対策や事案発生時の対応にどのような課題があったか検証すること
- ・具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合もあります。その際も自らの対応を振り返り、検証することは必要となります。

また、調査を望まないことを理由に重大事態として取り扱わないことは決してあってはならず、対象児童生徒への支援や関係児童生徒への指導及び支援等を行わなければなりません。（ガイドライン第3章第4節参照）



重大事態の調査中、学校の対応で必要なことは何なのか？

- ・重大事態の調査の実施やその対応に意識が向き、対象児童生徒に対する心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等を疎かにしてはいけません。
- ・対象児童生徒の見守りや心のケア、いじめ行為が明らかな場合には、いじめをやめさせ、その解消のため、関係児童生徒への指導及び支援に継続的に取り組みます。
- ・いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法に基づき直ちに警察と連携して対処します。
- ・警察に相談・通報することは、対象児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあります。その際は、相談・通報した事案について教育委員会にも共有します。
- ・迅速かつ適切な対応をとるためには、校内体制を、調査の実施やその対応を行うチームと児童生徒への必要な支援及び指導を行うチームの2チームに分けて対応するなど、同時並行で対処できる体制を構築することも求められます。

（ガイドライン第3章第2節参照）

児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった時、申立て時点で、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合、児童生徒を保護し、二次的な問題（不登校、自傷行為、仕返し行動など）の発生を未然に防ぐため、児童生徒の心のケアや必要な支援を速やかに行うことが重要になります。

7 重大事態が発生した時の対応

(1) 発生の報告と初動対応



重大事態が発生した時、どう対応すればよいのか？

- ・重大事態が発生した旨を教育委員会を経由して、地方公共団体の長まで速やかに報告します。
- ・初動対応では、特に対象児童生徒・保護者との情報共有が重要となり、教育委員会又は学校において窓口となる担当者を決め、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにします。なお、保護者は不安や不信を抱いていることが少なくないため、心理への配慮も必要となります。
- ・報道等への対応は、教育委員会と校長が十分協議を行い、報道対応は管理職において、正確で一貫した対応を行います。

速やかな発生報告の必要性（ガイドライン第5章第1節参照）

- ・重大事態が発生した際、地方公共団体の長まで報告が行われない場合は、法に違反することになります。また、学校への教育委員会等から指導・助言、支援等の対応に遅れが生じます。

初動対応（ガイドライン第5章第2節参照）

- ・学校と教育委員会の速やかな情報共有と連携した対応が必要となります。
- ・全教職員が平時の備えを理解し、自分事として調査の実施に向けて協力することが必要です。
- ・重大事態の調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取りかかります。

【調査の基礎資料例】・アンケート ・教育相談の記録 ・個別の指導記録
・いじめ対応チームにおける会議記録 ・学校としての対応記録 等

【資料の保存】

※調査中に関係資料（アンケートの質問票や聴取結果をまとめた文書等）を誤って廃棄することのないようにするため、教育委員会又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めておく必要があります。
※アンケート質問票やその回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて卒業後5年とすることが望ましく、重大事態の調査報告書も少なくとも5年とすることが望ましいとされています。
（再調査に向けた動きがある場合には適宜保存期間を延長するなどの手続きを経ておくことが望ましい。）
※市町村組合教育委員会は県教育委員会を通じて文部科学省に対して重大事態の発生について報告します。

(2) 重大事態の調査組織の種類

【教育委員会主体の場合に考えられる調査組織】（ガイドライン第6章第1節参照）

- ①教育委員会等方式：教育委員会指導主事等に、必要に応じて、弁護士、医師、SC、SSW 等専門家が参画した調査組織（公平性・中立性の確保に努める）
- ②第三者委員会方式：全ての調査委員が第三者で構成された調査組織
（事務局機能は、一般的には教育委員会の担当課が担う）

【学校主体の場合に考えられる調査組織】（ガイドライン第6章第1節参照）

- ①学校いじめ対策組織方式：各校に設置されているいじめ対応チームに、必要に応じて、弁護士、医師、SC、SSW 等専門家が参画した調査組織（公平性・中立性の確保に努める）
- ②第三者委員会方式：全ての調査委員が第三者で構成された調査組織
（事務局機能は、学校内において重大事態と直接関係のない職員が担う）

※調査組織の構成の検討についてはガイドライン第6章第2節を参照

(3) 重大事態の調査開始前における保護者等への説明

調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行います。

事前説明は重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認をする事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階で行うことが望ましいです。また、関係児童生徒・保護者への説明も行う必要があります。

速やかに説明・確認する事項 (ガイドライン第7章第2節参照)

- ① 重大事態の別(1号・2号)・根拠(法、ガイドライン等)
- ② 調査の目的(P28参照)
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認
- ④ 調査事項の確認
- ⑤ 調査方法や調査対象者についての確認
- ⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

調査を行う体制が整った段階で説明する事項 (ガイドライン第7章第2節参照)

- ① 調査の根拠、目的
- ② 調査組織の構成
- ③ 調査時期・期間(スケジュール、定期報告)
- ④ 調査事項・調査対象
- ⑤ 調査方法
(アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順)
- ⑥ 調査結果の提供
- ⑦ 調査終了後の対応

【関係児童生徒・保護者に対する説明等】

「調査を行う体制が整った段階で説明する事項」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明を行い、調査に関する意見があれば聴き取り、必要に応じて調整すること考えられます。

特に、調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになるため、関係児童生徒・保護者に対し聴き取り調査等を実施する前に、そのことを説明することが必要です。

(4) 重大事態の調査の進め方

最初に、調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図ります。

調査全体の流れ例 (ガイドライン第8章第2節参照)

- ① 学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認
(調査の初期段階で確認する必要がある文書等)
 - ② 対象児童生徒・保護者からの聴き取り
 - ③ 聴き取りやアンケート調査等の実施
 - ・教職員からの聴き取り
 - ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
 - ・学校以外の関係機関への聴き取り(医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼)
 - ④ 事実関係の整理(必要があれば追加で聴き取り等を実施)
 - ⑤ 整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討
 - ⑥ 報告書の作成、取りまとめ
- ※調査中、調査主体は対象児童生徒・保護者に適切に経過報告を行います。
- ※対象児童
「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)」に基づいて行います。
- ※児童生徒からの聴き取りについては、「生徒指導提要(改訂版)」第6章6.3.2「児童生徒からの聴き取り」の少年非行の聴き取りの方法に係る記載を参考にします。
- ※調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者にも説明等を行います

【共通事項】

標準的な項目		記載内容の例
1	重大事態調査の位置付け	・重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） ・重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
2	調査の目的、調査組織の構成	
(1)	調査の目的	・調査の趣旨・目的を記載する。
(2)	調査期間	・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。
(3)	調査組織の構成	・調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 ・外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。
3	当該事案の概要	
(1)	基礎情報	・重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、（氏名）、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。
(2)	当該事案の概要	・調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。
4	調査の内容	
(1)	調査方法	・どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場視察等）をとったかについてまとめる。
(2)	調査内容	・調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 ・聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。
5	当該事案の事実経過	
(1)	対象児童生徒の訴え	・聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。 ・対象児童生徒から聴き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となったことについてまとめる。
(2)	関係児童生徒からの聴取内容	・関係児童生徒の聴き取り内容をまとめる。 ・関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。
(3)	当該事案の事実経過	・調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。 ・事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、「(2) 事実関係の確認・整理」を参照。
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実	・事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。
7	学校及び学校の設置者の対応	
(1)	学校の対応について	・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
(2)	学校の設置者の対応について	・「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
(3)	学校及び学校の設置者の対応に係る考察	・学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。
8	当該事案への対処及び再発防止策の提言	
(1)	当該事案への対処について	・当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 ・対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
(2)	学校及び学校の設置者に対する提言	・当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料	

(5) 重大事態の調査結果の説明・公表

- ①調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で定められています。あわせて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要です。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮して行います。
- ②調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で定められています。
- ③調査報告書を公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、判断します。(特段の支障がなければ公表することが望ましい)

対象児童生徒・保護者への調査結果の説明 (ガイドライン第9章第1節参照)

- ・対象児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことが、教育委員会又は学校に求められています。
- ・調査結果の説明方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)、学校及び教育委員会の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明することになります。

調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮が必要になります。その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明することが考えられますが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはあってはなりません。

- ・調査主体から、対象児童生徒・保護者に対して、重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に、対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明します。その際、意向の確認を行い、提出する場合は、いつ頃までに提出してほしいか目安等を示すようにします。
- ・調査報告書に対して、対象児童生徒・保護者と事前に確認した調査事項について調査漏れがある場合や、調査中に新たな調査すべき事項が出てきた場合などは、対象児童生徒・保護者の意向を確認した上で、調査主体又は調査組織の判断で追加で調査を行うことが望ましく、再調査ではなく追加調査として行います。

VII

いじめの重大事態への対応

いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明 (ガイドライン第9章第2節参照)

- ・対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行います。
- ・対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要です。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝える必要があります。

地方公共団体の長等へ報告 (ガイドライン第9章第3節参照)

- ・原則として、教育委員会は法に基づいて地方公共団体の長等に調査結果を説明します。
- ・対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合、併せてその内容も説明します。
- ・市町組合教育委員会は、県教育委員会を通じて文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行います。

調査報告書の公表（ガイドライン第8章第3節参照）

- 調査報告書の公表は、当該学校やその関係者だけでなく社会に対して事実関係を正確に伝え、憶測や誤解を生まないようにします。

個人が特定されたり、本人が秘匿しておきたい情報が明らかになったりすることで、新たな二次被害や児童生徒の健全な発達に影響があってはなりません。

- 公表するか否かについては、教育委員会及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することになりますが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ、公表することが望ましいです。

調査組織の構成員の名前についても、特段の支障がない限り公表することが望ましいです。

- 報道機関等の外部に公表する場合、対象児童生徒、いじめを行った児童生徒及びそれらの保護者に加え、他の関係児童生徒・保護者等に対しても、可能な限り、事前に調査結果を報告することが望まれます。

教育委員会及び学校として、自ら再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明しなければ、事実関係が正確に伝わらず、憶測を生み、学校に対する不信を生む可能性があります。

- 調査報告書の公表に当たって個人情報保護法との関係から留意すべき事項（ガイドライン第10章第3節参照）の確認も必要です。

令和5年4月より施行された改正個人情報保護法に基づいた対応が求められます。対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合（法第28条）や調査報告書の公表を行う場合にも、適切に対応することが必要です。

（6）調査結果の説明・公表後の取組



調査を行って終わりになるのか？

調査を行って終了ではありません。

- ①調査報告書の内容を踏まえ、中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる事案もあります。また、いじめを行った児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことになります。
- ②当該重大事態が発生した学校においては、調査報告書で提言された再発防止策を実施していきます。そのために、教育委員会もしくは調査組織の委員長等から調査報告書の内容の説明、改善の方向性についての協議等を行います。（ガイドライン第11章参照）

※調査後、教育委員会において、改めて、教職員への聴き取り等を行い、事実確認をした上で、懲戒処分事由に該当する行為等が認められれば、教職員への懲戒処分等を行う必要があります。

【地方公共団体の長による再調査】

- 地方公共団体の長による再調査は、教育委員会等から調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると地方公共団体の長が認めるときに、重大事態調査の結果について調査を行うことができます。
- 再調査結果を取りまとめた後は、対象児童生徒・いじめを行った児童生徒・保護者への説明を行うこととなります。
- 調査報告書における再発防止策と再調査報告書を踏まえて、教育委員会及び学校は、当該事案への対処や再発防止の取組を行っていきます。（ガイドライン第12章参照）

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

発生に関する報告を提出（教育委員会等を通じて国へ）

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

法第28条

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

法第28条

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

調査の開始に関する報告を提出（教育委員会等を通じて国へ）

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

法第28条第2項

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

法第30条

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

調査報告書を提出（教育委員会等を通じて国へ）

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

VII

いじめの重大事態への対応

設置者用

重大事態対応フロー図

学校からいじめの報告

- 必要に応じ、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は報告事案について設置者自ら必要な調査を行う

学校から重大事態発生の報告→地方公共団体の長等への報告

【重大事態】

- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

発生に関する報告を提出(県教育委員会を通じて国へ)

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
○ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合 ⇒ **設置者において調査を実施**

学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
※ 公立学校について、設置者が調査主体となる場合、第14条第3項の教育委員会に設置される附属機関を、調査を行うための組織とすることが望ましい(この機関は平時からの設置が望ましい)。

法第28条

こども家庭庁いじめ調査アドバイザーの事業の活用可能

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要。

法第28条

調査の開始に関する報告を提出(県教育委員会を通じて国へ)

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

法第28条第2項

● 調査結果を地方公共団体の長等に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

法第30条

調査報告書を提出(県教育委員会を通じて国へ)

● 調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 例えば、指導主事や教育センターの専門家への派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等

学校が調査主体の場合

● 学校への必要な指導及び支援、地方公共団体の長等に報告

- ※ 調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する調査結果の情報の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。
※ 学校からの調査結果の報告を受け、地方公共団体の長等に報告する。

法第28条第3項
法第30条

調査報告書を提出(県教育委員会を通じて国へ)

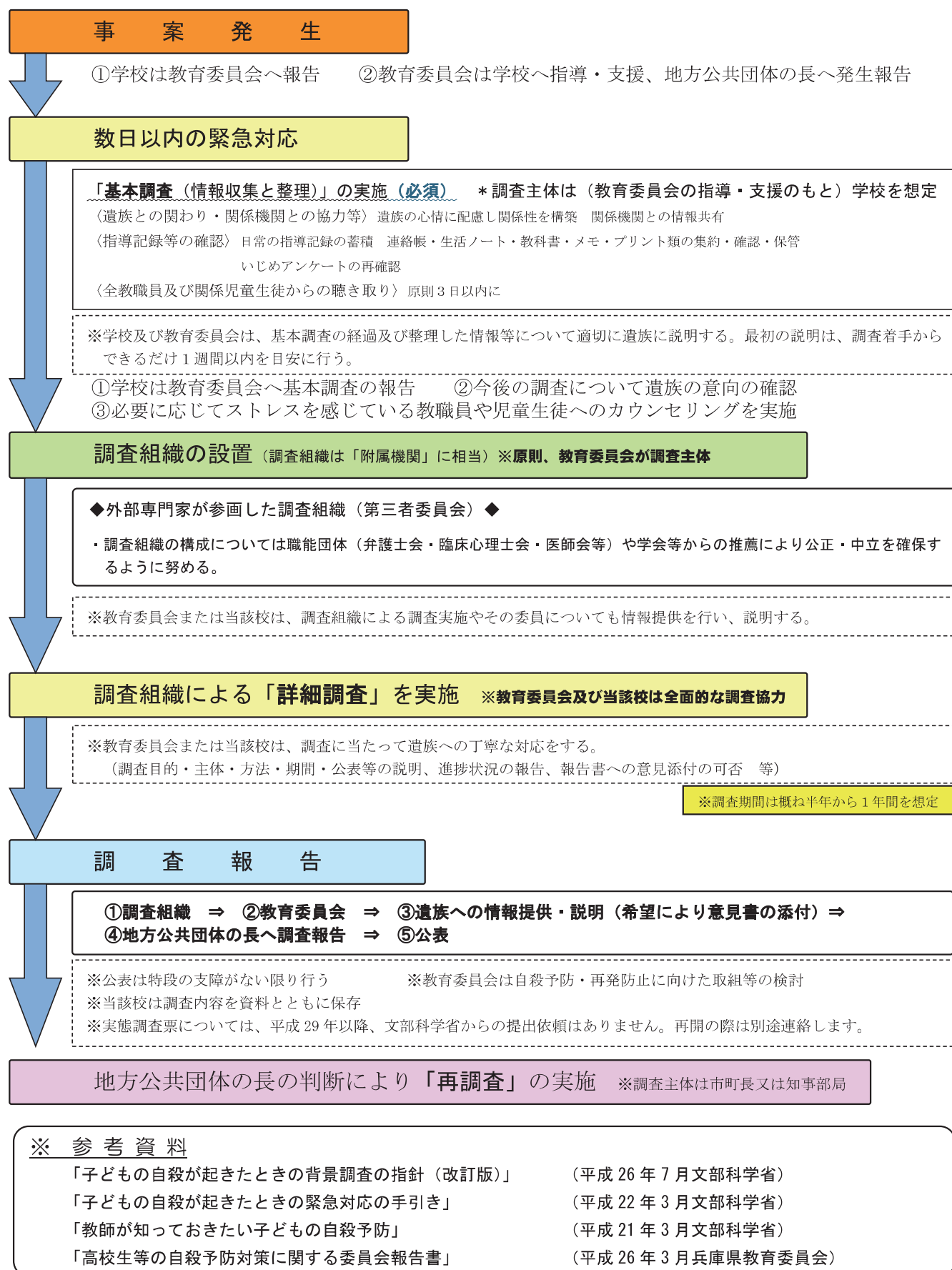
地方公共団体の長等が再調査を行う場合

● 調査主体の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

再調査の開始・調査報告書を提出(県教育委員会を通じて国へ)

いじめの防止等に関する普及啓発協議会資料(文部科学省より)

＜背景にいじめの可能性がある「自殺又は自殺が疑われる死亡事案」発生時の対応＞



＜不登校重大事態（2号事案）への対応＞

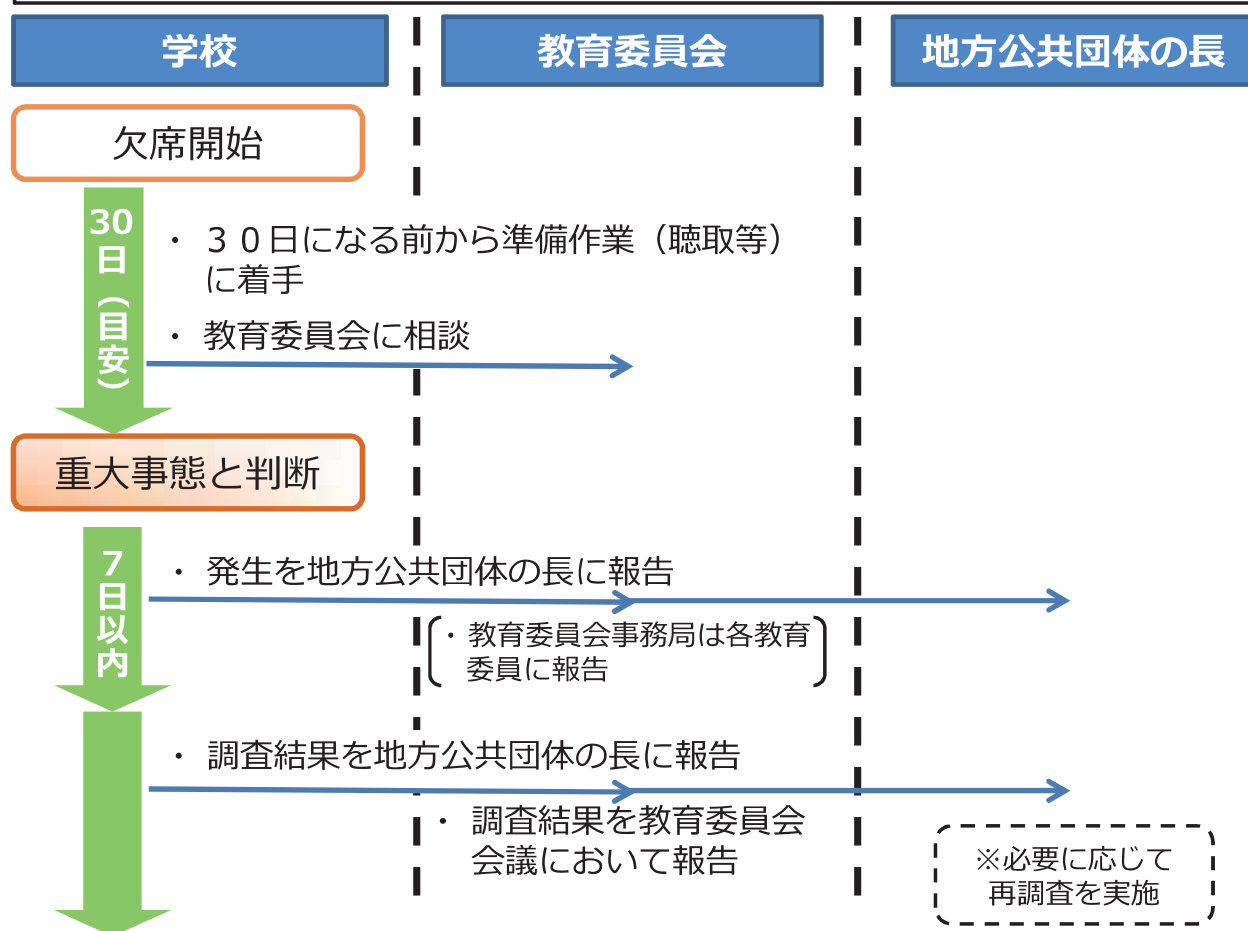
○いじめ防止対策推進法

（学校の設置者又はその設置する学校による対応）

第28条第1項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、（略）組織を設け、（略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 （略）

二 いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



○児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的

○重大事態の目安である欠席30日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手

○学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）

○「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援

○対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月文部科学省）より

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照）

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用し、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

●学校の設置者における平時からの備え（p 7～8 参照）

チェックポイント	チェック
設置する学校に対して、認知したいじめや背景にいじめの可能性が疑われる児童生徒間のトラブルについての対応状況及びその解消に向けた取組状況を定期的に確認し状況の把握を行う体制を整えている。	☐
重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い場合には、学校と連携して重大事態調査の実施に向けた準備を始めることや、適切な指導・助言を行う体制を整えている。	☐
保護者との情報共有が必要な場合には、学校の設置者が直接説明・調整を行う体制を整えている。	☐
学校から重大事態の判断について相談を受けた際に学校の設置者として、学校に適切に助言等を実施するとともに、法務相談体制を整備し、弁護士等の専門家から助言等を得られる体制を整えている。	☐
各地域におけるいじめ問題対策連絡協議会を有効に活用し、平時から各地方公共団体の首長部局・医療機関等の関係機関と連携を深め、総合的な支援に迅速につながる体制を整えている。	☐
重大事態が発生した場合、法に沿った適切な対応を迅速に行うことができるよう、あらかじめ対応手順を明確化し、各学校に示している。	☐
重大事態が発生した場合、当該重大事態の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する体制を整えている。	☐
職能団体等との連携について	
重大事態調査を行う調査組織には、公平性・中立性が求められており、専門家や第三者として調査に参画する調査委員を迅速に確保できるよう、各地方公共団体の首長部局とも連携しつつ、弁護士、医師、学識経験者、心理・福祉の専門家等が所属する職能団体や大学、学会等との連携体制を構築している。	☐
職能団体や大学、学会等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、報酬等に要する予算を確保するなどの準備を行っている。	☐
【公立学校の場合】 職能団体等との連携について、特に都道府県教育委員会にあっては、域内の市区町村教育委員会が重大事態調査の実施に当たって適切な人材を確保できない場合を想定して、職能団体等と連携して、調査委員候補者の推薦を得るための手順や候補となり得る者を整理・確認しておくとともに、域内の市区町村教育委員会に対して情報提供を行うなど、連携する体制を整えている。	☐
【国立大学附属学校及び私立学校の場合】 単独で職能団体等と連携して調査委員候補者の名簿を作成することが難しい場合も想定されることから、学校が所在する地方公共団体や所轄庁に支援を求め、職能団体等を通じて委員候補者の推薦手順や重大事態調査に係る知見を求めることができる関係を構築している。	☐

【チェックリスト②】重大事態発生時の対応

●重大事態の発生報告（p16～17参照）

チェックポイント		チェック	日付
【公立学校】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・公立学校は、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会を経由して当該地方公共団体の長		☐	
報告内容	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	/
報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係を記載すること		☐	
その他（ ）		☐	
教育委員会事務局から教育長はもとより教育委員にも重大事態が発生した旨を説明した。 ※重大事態としての対応が始まった後も必要に応じて教育委員会会議において進捗状況等を報告する。		☐	
文科科学省に対して重大事態の発生報告を行った。			
【公立学校以外】重大事態の発生報告			
地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告した。 ・国立大学の附属学校は、当該国立大学法人の学長又は理事長を経由して文部科学省大臣 ・公立大学の附属学校は、当該公立大学法人の学長又は理事長を経由して当該公立大学法人を 設置する地方公共団体の長 ・私立学校は、当該学校の設置者を經由して当該学校設置会社の代表取締役又は代表執行役を経由して 認定地方公共団体の長		☐	
報告内容	対象児童生徒の氏名、学年等	☐	/
報告時点における対象児童生徒の状況（いじめや重大な被害の内容、訴えの内容等）※その時点で把握している事実関係		☐	
その他（ ）		☐	
法人本部において情報を共有し、理事会等を通じて役員にも事案の共有を行い、進捗報告・必要な協議を行った。		☐	
文科科学省に対して重大事態の発生報告を行った。		☐	

●重大事態発生時の初動対応

◆資料の収集・保存（p18参照）

チェックポイント		チェック	日付
重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理した。		☐	
資料例	学校が定期的に実施しているアンケート	☐	/
	教育相談の記録	☐	
	学校いじめ対策組織等における会議の議事録	☐	
	学校としてどのような対応を行ったかの記録	☐	
	その他（ ）	☐	
学校の設置者又は学校が定める文書管理規則等に基づき、関係資料の保存期間を明確に定めている。		☐	
再調査に向けた具体的な動きがある場合に備え、適宜保存期間を延長するなどの手続を確するための準備ができている。		☐	

◆報道等への対応（p19参照）

チェックポイント		チェック	日付
報道対応の担当者（基本的には校長や教頭等の管理職）を決めて、正確で一貫した対応を行う体制を整えた。		☐	

【チェックリスト③】対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

●事前説明等を行うに当たっての準備

◆説明の準備（p25参照）

チェックポイント		チェック	日付
対象児童生徒・保護者等に対する説明に当たり、調査主体において説明事項の整理・確認、説明者の検討を行った。		☐	
どのような内容を説明するのか、予め対象児童生徒・保護者から同意を得るもの、考えを伺うものなどを整理した。		☐	
説明時の説明者、説明者の補佐、記録者などの役割を決定した。		☐	
説明時の録音の有無を確認した。		☐	
説明の場の設定や説明者の人数等を決定した。		☐	

●対象児童生徒・保護者に対する事前説明

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【重大事態に当たると判断した後速やかに説明・確認する事項】（p26～27参照）

チェックポイント		チェック
①重大事態の別・根拠		
法で定義されている重大事態について説明した。 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると思われるとき（以下1号重大事態）。 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（以下2号重大事態）。		☐
1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明した。		☐
重大事態として認められた時期について説明した。		☐
地方公共団体の長等に対し、発生報告を行っていることを説明した。		☐
②調査の目的		
本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対応や、同種の事態の発生防止を図るものであることについて説明した。		☐
本調査は、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて説明した。		☐
③調査組織の構成に関する意向の確認		
調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよう人選等を行う必要があることについて説明した。		☐
対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうかを確認した。		☐
職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間を要することについて説明した。		☐
対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することについて説明した。		☐
④調査事項の確認		
調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認した。		☐
児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対応、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査		☐

することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求めた。	
⑤調査方法や調査対象者についての確認	
調査方法について要望があるか確認した。	☐
実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認した。	☐
調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて説明した。	☐
対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明するとともに、調査方法や対象について要望を聴き取った。	☐
関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることについて説明した。	☐
⑥窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介	
窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明した。	☐
※その他	
独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の申請について説明を行った。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明事項

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】（p27～29参照）	
①調査の根拠、目的	チェックポイント
調査の根拠、目的について説明した。	☐
②調査組織の構成	
調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介した。	☐
職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明した。	☐
③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）	
対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示した。	☐
実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることを説明した。	☐
定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明した。	☐
④調査事項・調査対象	
重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて説明した。	☐
調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことについて説明した。	☐
調査組織が、第三者委員会の場合等には、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行うことについて説明した。	☐

調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明するとともに、必要に応じて協力を求めた。	☐
⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）	
重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を説明した。	☐
事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明した。	☐
⑥調査結果の提供	
法第28条第2項に基づいて、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて説明した。	☐
調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことを説明した。	☐
調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることにについて説明した。	☐
公表について、学校の設置者等として公表に当たったの方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明した。	☐
調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことや、文書の保存期間を説明した。	☐
⑦調査終了後の対応	
法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明した。	☐
重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明した。	☐
方が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明した。	☐
調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出することができるとを説明した。	☐

◆対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項（p29参照）

チェックポイント		日付
重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある場合		
外部に説明する内容を事前に伝えた。	☐	
公表する資料がある場合は、主に個人情報保護に係る確認の観点から、事前に文案の了解を得た。	☐	
自殺事案の場合		
自殺の事実を他の児童生徒をはじめとする外部に伝えるに当たっては、遺族から了解を得た。		
※遺族が自殺であると伝えることを了解された場合や自殺と異なる死因を説明するよう求められた場合であっても、「学校が“誰がつく”と児童生徒や保護者の信頼を失いたくないため、「急に亡くなった」と聞いただけという表現に留めるなどの工夫を行わなければならない（「事故死であった」、「除けられた」と伝えてはならない。）。	☐	
対象児童生徒から直接事情を聴く等のやり取りができない場合		
保護者を通じて家庭において確認するよう依頼した。	☐	

対象児童生徒・保護者と連絡や連携が取れない場合	
適当な者（例えば、調査主体側では対象児童生徒・保護者と信頼関係の構築ができていない教師あるいはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、対象児童生徒側では親族又は弁護士等を想定）を代理として立てるなどの対応を行った。	☐

◆対象児童生徒・保護者が詳細な調査や事業の公表を望まない場合（p30参照）		
チェックポイント		日付
対象児童生徒・保護者が重大事態調査を望まない場合であっても、調査方法や進め方の工夫により柔軟に対応できることを対象児童生徒・保護者に対して丁寧に説明した。	☐	

●関係児童生徒・保護者に対する説明等（p30参照）	
説明日：	

チェックポイント	
対象児童生徒・保護者に対する「【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】」について、関係児童生徒・保護者に対しても説明した。	☐
調査に関する意見を聴き取った。	☐
調査結果を取りまとめた調査報告書について、対象児童生徒・保護者に提示、提供、説明を行うことになることについて説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合	
調査への協力が得られるよう、本調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟への対応を直接の目的とするものではなく、公平・中立に事業の事実関係を可能な限り明らかにし、再発防止を目的とするものであることを丁寧に説明した。	☐
関係児童生徒・保護者がいじめには当たらないと考えている場合	
法が定めるいじめの定義（法第2条第1項に定める定義）や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していくという趣旨）等について説明した。	☐

【チェックリスト④】重大事態調査の進め方

●調査の進め方についての事前検討（p31参照）		
チェックポイント		日付
調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図った。	☐	
確認 調査の目的・趣旨	☐	
認識 調査すべき事業の特定、調査事項の確認	☐	
・ 調査方法やスケジュール	☐	
検討 調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）	☐	
討 調査結果の公表の有無、在り方	☐	
事項 その他（ ）	☐	
文部科学省に対して重大事態調査の開始について報告した。	☐	

●調査の実施		
◆調査全体の流れ（p31～32参照）		
チェックポイント		日付
調査の進め方、スケジュールを調査組織において決定した。	☐	
学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認をした。	☐	
確認 当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料	☐	
認識 学校いじめ防止基本方針	☐	
した 年間の指導計画	☐	
事項 学校に設置される各委員会の議事録	☐	
過去のアンケート、面談記録	☐	
その他（ ）	☐	
事項	☐	
対象児童生徒・保護者からの聴き取りを実施した。	☐	
対象児童生徒・保護者以外から聴き取りやアンケート調査等を実施した。	☐	
実施		日付
実 教職員からの聴き取り	☐	
施 関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査	☐	
した 学校以外の関係機関への聴き取り	☐	
た その他（ ）	☐	
事項	☐	
事実関係を整理した。	☐	
整理した事実関係を踏まえて評価し、再発防止策を検討した。	☐	
報告書の作成、取りまとめをした。	☐	

◆聴き取り調査・アンケート調査等における事前説明（p 32～33参照）

説明日：

チェックポイント		チェック
聴き取り（又はアンケート）調査は、重大事態調査の一環として行うことを説明した。		☐
重大事態調査は、可能な限り詳細に事実関係を確認し、事案への対処及び再発防止策を講ずることが目的であることを説明した。		☐
聴き取り内容・回答内容は、守秘義務が課された調査組織や調査主体の担当者でのみ共有することを説明した。		☐
法に基づいて調査結果は対象児童生徒・保護者に提供するとともに、関係児童生徒・保護者等にも説明等を行うことを説明した。		☐
調査報告書を公表することとなった場合には、個人情報保護法に基づいて個人名及び個人が識別できる情報は秘匿処理を行うとともに、人権やプライバシーにも配慮することを説明した。		☐
聴き取り調査において、正確な記録を残すため録音機器等を活用する場合、録音機器の使用について同意を得るとともに調査以外では聴き取り内容を活用しないことなどを説明した。		☐
聴き取り内容等についてみだりに他者に話さないよう協力を求めた。		☐
事前説明を行った日時、場所、内容等についても記録を残した。		☐

◆調査中の対象児童生徒・保護者への経過報告（p 34～35 参照）

説明日：

チェックポイント		チェック
調査がどの段階まで進んでいるか、今後のスケジュールなどについて説明した。		☐
調査途中に新たな重要な事実が判明し、調査事項が増えた場合には、そのことを経過報告の中で説明した。		☐
聴き取った内容を調査報告書にまとめるときには、事実関係の認定に係る部分等について「この記載で相違ないか」という視点で報告書を取りまとめる前に記載のある児童生徒・保護者に対して確認した。		☐

【チェックリスト⑥】調査結果の説明・公表

◆対象児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 39～40参照）

説明日：

チェックポイント		チェック
調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供した。		☐
資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのようにに対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明した。		☐
調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際、いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明した。		☐
※なお、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。		
必要に応じて、個人情報保護法第 70 条に基づき、漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めた。		☐
重大事態調査結果を地方公共団体の長等に報告する際に対象児童生徒・保護者からの所見書を併せて地方公共団体の長等へ提出することが可能であることを説明した。		☐
上記説明の際、意向の確認や提出する場合はいつ頃までに提出してほしいか目安等を示した。		☐

◆いじめを行った児童生徒・保護者への調査結果の説明（p 40参照）

説明日：

チェックポイント		チェック
対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明した。		☐
対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行った。		☐
調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝えた。		☐

◆地方公共団体の長等への報告及び公表（p 40・43参照）

チェックポイント

	チェック	日付
法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明した。	☐	
対象児童生徒・保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明した。	☐	
文部科学省に対して重大事態報告書を提供した。	☐	
公表に当たっては、児童生徒の個人情報保護やプライバシーの観点から、個人情報保護法や各地方公共団体が制定する情報公開条例等の不開示となる情報等も参考にして、公表を行うべきでないかと判断した部分を適切に整理の上公表を行った。	☐	
公表に際しては、調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認を行った。	☐	

- 44 -

◇ 事例研究（いじめ対応の失敗から学ぶ）

事例 1

担任が抱えてしまい、事案が深刻化したもの

生徒 A は、腹痛により欠席した。担任は、生徒を通じて連絡ノートを届けたが、電話連絡はしていなかった。翌日も欠席したため電話連絡をすると、本人が出て、「明日は行けそうです。」と答えたため、担任は安心をした。欠席 3 日目にも電話連絡をしたが、本人がでて、欠席の理由をはっきり言わなかった。担任は、いじめの兆候を認識しておらず、また、欠席初日に腹痛が理由であると聞いていたので、まだ治っていないのだろうと考え、管理職等に報告はしなかった。

欠席 4 日目に、養護教諭から「いじめの疑いはないか。」という指摘を受けた。養護教諭は日頃スクールカウンセラーとの情報共有を行っており、A が欠席する前にクラスの間関係で悩んでいたという相談があったことを聞いていた。その際、スクールカウンセラーはいじめの可能性があるとして養護教諭に報告していた。担任が家庭訪問して A に確認したところ、B、C、D から数日間無視されていることが分かった。A の保護者からも「娘は B、C、D から無視されていると言っている。3 人を指導してもらわないと娘は学校に行けない。しっかり調べて対応してほしい。」と言われた。

担任はその日のうちに B、C、D へ事実確認を行ったが、「そのようなことはない。」と答えたので、A に「事実はわからないが、気にしすぎではないか。」と伝えた。A の「明日は学校に行く。」という言葉信じて、連絡を終えた。

A の欠席が 1 週間継続し、養護教諭はいじめ対応チームの情報を集約している生徒指導担当に、「A の欠席はいじめが原因ではないか。」と進言した。生徒指導担当が管理職に報告すると、「担任が本人に連絡を取っているのだから担任に任せよう。」との判断で、組織的な協議はされなかった。

その後、C が体調不良を訴えて保健室に訪れて「教室にいたくない。B と D から無視されて辛い。A もいじめられて不登校になっている。」と話した。養護教諭は生徒指導担当を通じ、管理職に報告されていじめ対応チームによる対策会議が緊急招集された。A の保護者からは「娘が学校に行けなくなったのは、担任がいじめを発見できなかったからだ。担任をかえてもらいたい。」と校長に依頼があった。A の保護者、B、C、D の保護者双方が担任を批判するようになり、担任は対応に苦慮している。

課題 1 欠席連絡をする際に、スクールカウンセラーからの情報が担任に入っておらず、担任が、欠席の背景にいじめがあることを察するに至らなかった。

課題 2 担任は、養護教諭からの指摘や保護者の訴えを軽視し、いじめ対応チームに報告しなかった。

課題 3 管理職が対応を担任任せにし、いじめ対応チームでの組織対応がなされなかった。

留意点

◆ チーム学校としての情報共有

- ・スクールカウンセラーや養護教諭などどのように情報共有を行うか、学校はその体制を日頃から整えておく必要がある。

◆ いじめの積極的な認知

- ・いじめに気付くには、児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気づき、いじめを察知しようとする姿勢が求められる。
- ・いじめか否かの判断は担任のみで行わない。
- ・家庭訪問の実施、保護者との連絡、他の生徒からの情報収集を図る等により、いじめの見逃しを防ぐ。

◆ 組織対応

- ・いじめに当たるのかどうか、またいじめ事案にどう対応するのかは、担任や一部の教職員が判断をするのではなく、校長の強力なリーダーシップの下、学校いじめ対応チームを中核として、組織として当たる。
- ・一人で抱え込んでしまうと、一人でやることに限界があるので、組織で関わることで、児童生徒理解も対応も柔軟できめ細かいものになる。

6月のある日、いつも友達のカバンを持って下校している児童がいると、地域住民から学校へ電話連絡があった。その電話を受けた教員は、毎日のように登下校マナーについて苦情を言ってくる地域住民からの電話であったため、管理職や学校のいじめ対応チームへの報告はしなかった。

11月に小学6年生Aは、同じ登校班の小学校3年生Bが、同じ登校班の小学3年生CとDから「足を踏まれる行為」を複数回受けていると、登校班の担当教諭に報告した。しかし、その担当教諭は「足踏み遊び」の中で起こった行為であったとして、それ以上の聞き取りや、それぞれの学級担任や管理職への情報共有をしなかった。

11月下旬、Bは学校を欠席した。その日にBの父親が来校し、「いつも下校時にC、Dのカバンを持たされていること。登校班で登校時にしつこく足を踏まれる行為を受けたことで、登校しぶりをしている。」と訴えた。その訴えにより、Bの学級担任はBが心身ともに苦痛を感じていたことを初めて知った。C、Dの学級担任とその情報を共有し、それぞれから聞き取り調査を行い、カバンを持たせていたこと、足を複数回踏んだ事実がわかった。児童同士の謝罪をもって事案終結とし、被害児童の保護者に電話連絡を行った。

Bは12月中旬から連続して学校を欠席した。学級担任が保護者に理由を確認したところ、「Cがみんなの前で謝罪させられたことを恨んでいると言っている」、「登校中にCに足を踏まれる行為がエスカレートしている」、「Cの保護者に連絡をしたら、何も知らなかった」、「娘はCのことを怖いと思っており、集団登校が苦痛で学校に行きたくないと言っている」、「娘の欠席が増え、これはいじめの重大事態ではないか。学校は全く信頼できないので、第三者による調査をしてほしい。」との訴えがあった。学校はその直後、市教育委員会にいじめの報告をした。

課題1 地域住民からの連絡を軽視し、いじめの認知が遅れたことで、重大な事態へと発展した。

課題2 遊びのなかで起きたこととして、いじめとしての対応をしなかった。

課題3 児童が心身に苦痛を感じていたにもかかわらず、いじめとして学校全体の組織的な対応をせず、学年だけで解決を図った。

課題4 関係生徒への保護者連絡がなされておらず、謝罪のみをもって事案の終結とした。

留意点

◆ いじめを積極的に認知し、組織的な対応

- ・より早期の段階から、いじめを認知した上で、被害児童生徒の心情に寄り添った対応を組織的に行う。

◆ 見えにくいいじめの気付き

- ・カバン持ち、肩パンを交互にするなど、仲よく遊んでいるように見えるが、怖くて断り切れず、強要されている状況も考慮する。

◆ 保護者・地域との連携

- ・いじめを行った側の保護者にも、正確に事実を説明し、学校と協力して、成長支援の視点をもった指導を行う。加害者の保護者と連携を図ることがいじめの解消と再発防止において重要である。
- ・学校運営協議会などを通じて、登下校中の見守りを地域に依頼するなど、地域に見守られているという安心感を促す。

ある中学校において、「2年生のAが3年生のBにいじめられている。」との情報が生徒指導担当に入った。早速、生徒指導担当は2年生の学年代表とAの担任に報告し、Aから事情を聞いてほしいと依頼した。また、3年生の学年代表とBの担任にも、同様にBから事情を聞いてほしいと依頼した。

昼休みに3年生のBの担任がBに事情を聞いたところ、「知らない、俺は関係ない。」と否定し、話ができなかった。ところが、2年生の教員からは、Aは明らかにBからいじめを受けているとの報告があった。放課後、2年生の教員からの報告を受けて、3年生の教員だけの判断でBを呼び、Aから聞き取った情報をもとにBを厳しく指導した。3年生の教員の指導を受けたBは、放課後、下校していたAのもとへ近づくと、いきなり殴る蹴るの暴行を加えた。

2年生の教員からは、3年生の教員の指導に対する不満が出た。加えてAの保護者らからも、学校の指導に関する批判の声が上がった。

課題1 情報確認のために、まず先にAから話を聞くように指示しなかった。

課題2 組織的な対応ができていなかった。

①いじめ対応チームによる会議を開催しなかった。

②指導方法や手順についての教職員間の意思疎通を図らなかった。

③早く事案を解決しようと、学年だけの意向で動いてしまった。

留意点

◆ 訴えや情報に適切に対応するための共通理解

- ・管理職や生徒指導担当を中心に、今後の指導方法等の共通理解を図る。
- ・それぞれ事実を把握する時は、複数での聴き取りを実施する。いじめられた児童生徒の安全を第一に考える。

◆ 指導体制を確立し、教職員間の連携

- ・場当たりの指導は新たな問題を生むことを念頭におき、全ての教員が全ての児童生徒に対して責任をもって指導していくという意識をもつ。
- ・学年をまたぐ事案については、学年間の連携を密接にし、学校全体の課題として取り組む。また、学校をまたぐ事案についても同様である。

◆ 保護者等からの情報

- ・保護者や地域からの情報については、いつでも真摯に受け止め、共有して組織的に対応する。

ある高校のバレーボール部内で、2年生の部員間でもめごとが続いていた。いざこざが表面化することとはなかったが、顧問は何となく良くない雰囲気を感じていた。

試合に近いこともあり見守りを続けていたある日、部員のBから顧問に、最近キャプテンのAからSNSで悪口を書かれる等の嫌がらせを受けていると訴えがあった。顧問が、Aから話を聞くと、Aは「私は知らない。誰かが私になりすましてやっているのではないか。」と答えた。顧問はAの言い分をBに伝えたが、Bから「信じられない。なりすましなんか簡単にできるものなのか。」と聞かれたが、答えられなかった。

状況を心配したAの保護者から教頭に事実確認を要望する相談があり、管理職等の知るところとなった。生徒指導担当の指示の下、顧問が部員全員に確認したところ、誰かがAになりすまして送ったメッセージであると判明したが、メッセージや画像は部内外にもかなりの範囲で拡散していることがわかった。BとBの保護者に説明したが納得してもらえず、顧問の指導に対する不満をあらわにするとともに、メール及び画像の削除を強く要望された。

後日、調査を進めていく中で、最近Bとの仲があまりうまくいっていなかったCが、Aになりすまして送ったメッセージであることが判明した。

課題 1 部内でいじめの疑いがあったにも関わらず、いじめ対応チームなどによる学校全体としての対応ができていなかった。

課題 2 SNS に関する教職員側の知識が十分でなかったため、よりよい対応ができなかった。また、警察（サイバー犯罪対策課）等との連携も適切に取れなかった。そのことにより、保護者の学校に対する不信感が強まった。

留意点

◆ SNS によるトラブルが起きた場合

- ・いじめ対応チームなどにおいて情報を共有し、組織で対応していくとともに、専門機関からアドバイスをもらいながら、拡散を防ぎ、適切な対応により解決を図っていく。

◆ 保護者からの要求への適切な対応

- ・初期の段階で保護者が何を要求しているのかを整理し、保護者に対して丁寧に説明していく。
- ・学校全体で問題を共有した上で、問題点を整理し、学校としての方針や今後の対応策を明確に保護者に示す。

◆ 部活動内で起きた事案への対応

- ・閉鎖的になりやすい部活動において、部内でのいじめは、深刻化することが少なくないことを認識する。
- ・部員間の人間関係が、過度の同調圧力を生まないように配慮をしたり、いじめの疑いを感じた時には、顧問が一人で抱え込まないようにする。

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

記入日 年 月 日 ()

- | | |
|--|---|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあったりする | ☐ グループ分けをすると特定の子どもが残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げ等をしている | |
| ☐ 人を傷つけるような乱暴な言葉が発せられることがある | |

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|--|
| ☐ おどおどしている | |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 表情が暗く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ とくとき涙ぐんでいる |
| ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |
| ☐ わざとらしくはしゃいだりおどけたりする | ☐ にやにや、へらへらしている |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友だちから冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 好きな物を他の子どもにあげる | ☐ 他の子どもの机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足にすり傷やあざがある |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする | |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の子どもに指示を出す | ☐ 他の子どもに対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉をつかう | |

※ 各学校においては、教職員でいじめのサインについて話し合うなどし、学級や学校、子どもの実態に応じて、工夫して活用願います。

教職員のいじめ対応チェックリスト

1 子どもの変化を見逃さないために

記入日 年 月 日 ()

〔自身の行動〕

- ☐ 子どもへ笑顔で積極的にあいさつをしている
- ☐ 子どもの顔を見ながら出席確認をしている（返事の時の声のトーンにも注意を払っている等）
- ☐ 連絡帳・生活ノート等を確認している（筆圧や文字の書き方等の変化を見逃さない等）
- ☐ 授業において子ども同士の話し合いの場づくりを心がけている
- ☐ 休み時間等も子どもたちと一緒にいるようにしている
- ☐ 掃除の仕上がり（机の並び方、ゴミの取り残し等）を確認している
- ☐ 休み時間、清掃時等に声かけ（チャンス相談）をしている

〔情報共有〕

- ☐ 子どもの話題を日常的に職員室で取り上げている
- ☐ 気になる子どもの情報を職員室で共有している
- ☐ 養護教員と情報共有をしている
- ☐ スクールカウンセラー（キャンパスカウンセラー）やスクールソーシャルワーカーと情報共有をしている
- ☐ いじめに関するニュースや研修した内容等を、教職員同士で伝え合っている

〔子ども・保護者への対応〕

- ☐ 子どもの提出物や学習用具の忘れ物に気を配っている
- ☐ 子どもの体調（腹痛や頭痛等）に気を配っている
- ☐ 子どもの服装の汚れや破れ等に気を配っている
- ☐ 子どもの間のあだ名や呼び方に気を配っている
- ☐ 子どもの不適切な発言を聞き流さず、その場で注意・指導している
- ☐ 子どもの給食や弁当の食べ残しに気を配っている
- ☐ 教室の子どもの机の中を確認している
- ☐ 子どものがんばりを伝える通信づくりをしている
- ☐ 気になる子どもの家庭への連絡や家庭訪問をしている

2 適切ないじめ対応のために

〔自身の行動〕

- ☐ 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容を理解している
- ☐ 「いじめ防止対策推進法」の定義に基づき、いじめられている子どもの心情に寄り添って、いじめを認知しようとしている
- ☐ 生徒指導提要で示された、いじめの対応の基本について、理解している
- ☐ いじめアンケートから明らかになったいじめに関する情報を把握している
- ☐ 自校でいじめの防止等のために行っている校内研修やOJT等の内容を日常の指導に活かしている

〔情報共有〕

- ☐ 校内いじめ対応チームのメンバーを知っている
- ☐ 日頃から管理職や同僚と報告・連絡・相談ができる関係を築いている
- ☐ 子どもの気になる様子を見聞きしたら、どんな小さなことでも学年職員や管理職等に報告している
- ☐ 少しでもいじめが疑われたら、校内いじめ対応チームに報告している
- ☐ いじめアンケートの回答はその日のうちに確認し、他の教職員と情報共有している

〔子ども・保護者への対応〕

- ☐ 子どもに対し、いじめは絶対に許せない行為であることを、各教科、特別の教科道徳、特別活動等を通して、計画的に指導している
- ☐ 子どもに対し、いじめなどの行為を見聞きした場合には、見て見ぬふりをせず、必ず教職員に伝えるよう指導している
- ☐ 子どもや保護者に対し、授業、保護者会、学校便りなどの多様な機会を活用し、いじめ防止のための取組を伝えている
- ☐ 子どもや保護者に対し、いじめ等についての相談は学校以外の相談窓口でも行っていることを伝えている
- ☐ 子どもや保護者に対し、いじめアンケートの結果について必ずフィードバックしている
- ☐ 子どもや保護者との「学校いじめ防止基本方針」の共有に努めている

3 管理職としての校内体制づくりのために

〔日々の体制〕

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を、職員会議等で共通理解している
- ☐ 日頃から教職員が管理職に報告・連絡・相談しやすい風通しの良い環境づくりに努めている
- ☐ いじめ発見の情報がすぐに管理職まで届くような体制づくりをしている
- ☐ いじめアンケートの結果がすぐに管理職へ報告されるような体制づくりをしている
- ☐ いじめアンケートの項目や実施方法について、校内いじめ対応チームで検討している

〔計画的実施〕

- ☐ 校内いじめ対応チームの会議を定期的の実施している
- ☐ いじめ対応マニュアルを用いて職員研修を実施している
- ☐ いじめ問題に対して、地域・関係機関等との積極的な情報交換・連携ができるように会合を開いている

〔年度毎の点検・評価〕

- ☐ 学校いじめ防止基本方針を学校HPに掲載するとともに、保護者・地域や児童生徒へ説明し、意見を募っている
- ☐ いじめ問題に対する取組状況について、学校評価の項目の中に取り入れ、点検・評価し、必要に応じて改善している
- ☐ 学校いじめ防止基本方針を見直し、必要に応じて見直ししている

※ 各学校においては、教職員でいじめのサインについて話し合うなどし、学級や学校、子どもの実態に応じて、工夫して活用してください。